

崎門学報

第十四号

平成30年12月1日
崎門学研究会



一面 竹内式部論
二四面 尾張藩の尊皇思想②
二六面 尾張藩の尊皇思想③
二三面 維新の潮流を繕く③
二四面 強齋先生大学講義⑤
二五面 保建大記録③
三三面 日米地位協定論①

近世勤皇運動の魁、竹内式部

折本龍則

※本稿は、『季刊・日本主義』での連載に、若干の修正を加えたものである。

何故、竹内式部なのか

本年平成三十年は、宝暦事件の中心人物であり、近世勤王運動の魁とされる竹内式部（一七二二年～一七六八年）の没後二百五十年である。竹内式部は、正徳二年（一七一二年）、新潟で町医者を営む家に生れた。正徳二年といえども、徳川六代将軍家宣が死去し、翌年正徳三年には徳川家継が将軍に即位した頃であり、その次の将軍が幕府中興の祖とされる徳川吉宗であるから、式部が生きたのは、徳川幕府が全盛とはいえないとしても、いまだ盤石であった時代である。この時代、幕府は天下の政を牛耳り、朝廷は厳しい監視統制下に置かれていた。こうしたなかで、式部は御所のまします京都で尊皇斥覇の大義を鼓吹し、その教えは堂上公家の門人達を通じて天聴にまで達したが、やがてそれは、式部の勢力に反対する朝廷内の守旧派と、その讒言誣告を

受けた幕府当局の忌む處となり、式部とその堂上公家の門人達は、弾圧肅清の憂き目に遭つた。これが宝暦事件の概略である。

筆者が本稿でこの竹内式部を特筆するのは二つの理由がある。それは第一に、彼が山崎闘闘に起る崎門・垂加の学統に連なり、なかでもその正統を継ぐ若林強齋が創始した望楠軒の出身だからである。江戸時代に尊皇を説く思想は少なくなかつたが、それらはあくまで幕府の存在を前提とし、これに順応したものであり、我が国体の尊厳を説いた山鹿素行しかり、隨神の道を説いた本居宣長しかり、そうした尊王論の範疇を出でるものではなかつた。これに対して崎門学は、君臣の義を説き、朝政恢復を志向する立場から、幕府政治そのものの非道を説き、尊皇のみならず斥覇の思想を内包していた。この「尊皇斥覇」こそ、崎門学が他の同時代における尊王論と明確に一線を画する所以である。

第二に、そうした崎門・垂加の学統のなかにおいても、式部は現実政治と始めて接点を持つた人物として特異な立ち位置を占めていた。このからである。これまで崎門の先達は、「足関東の地を踏まず」と言った浅見絅齋しかり、
「今を悲しみ古を慕う」（廣木忠信を祭るの文）

と書いた若林強齋しかり、尊皇斥覇の点では同じであつたが、その教説が幕府の忌憚に触れ、政治問題化することはなかつた。しかし式部の場合は、七、八百人を数えたという彼の門人達のなかに、天皇に近侍する少壯の公家たちが多くいたということもあり、朝廷内部に多大の感化力を持つに至つたことから、政治問題化を避けられなかつた。かくして式部は、彼の意図によるかはともかく、崎門・垂加の学、なかでもその正統たる望楠学派の「尊皇思想」を「勤皇運動」の次元に昇華させる上で重要な役割を果たした。彼が近世勤皇運動の魁と呼ばれる所以である。

徳川幕府の朝廷政策は表で敬して裏で遠ざけるというものであつたことはつとに知られている。征夷大將軍という官職を頂く以上、表向き朝廷を奉じつつも、実際には御所のます京都に所司代を置き、元和元年（一六一五年）には、「禁中並公家諸法度」を定めることで、朝廷を厳しい監視統制下に置き奉つたのである。徳川は、藤原氏の外戚政策宜しく、秀忠の娘和子を後水尾天皇の中宮として無理矢理入内させ、朝廷への影響力を強化した。これより先の慶長十八年（一六一三年）に、幕府は「諸宗法度」を定めて朝廷が独自に大徳寺や妙心寺の高僧に最高位を意味する「紫衣」を勅許するのを禁じていたが、寛永六年（一六二五年）、後水尾天皇がこれに反して「紫衣」を勅許し給うと、京都所司代に命じて勅許を撤回させたばかりか、「紫衣」を賜つた沢庵、江月等の高僧を流罪に処してしまった。世に言うこの「紫衣事件」によって朝幕関係は陥悪化し、この事件がもとで後水尾天皇は周囲の反対を押し切られ、同年十一月に讓位されてしまつた。このとき天皇が詠まれた「葦原よ茂らば茂れおのががまま、とても道ある世とは思はず」とのただならぬ御製は、天皇の幕府に対する激しいお怒りとご無念を抒察



竹内式部座像

幕府の朝廷圧迫

徳富蘇峰は、その著『近世日本国民史』のなかで「凡そ徳川幕府時代を通じて、渺乎たる一個の浪人者として、竹内式部程、大なる問題を惹起した者はあるまい。」と述べているが、最大の関心は、ならば新潟の町医者の子で、一介の崎門学者に過ぎなかつた彼が、

いかにして泰山の如き幕府を震撼させるような大事件の中心人物たりえたかということである。それを知る上で、まず式部が歴史の舞台に登場する前の、幕府と朝廷の間ににおける深き因縁について触れねばならない。

するに余りあり、今も挙げる者をして恐懼に堪えざらしむ。

この一件以来、幕府の朝廷への統制は一層強まり、寛永三年（一六二三年）に後水尾天皇が二条城に行幸され、から文久三年（一八六三年）に孝明天皇が賀茂神社に行幸されるまで、歴代の天皇は御所の外に出ることをすら許されなかつた。さらに前述した徳富蘇峰は、「後水尾天皇より後桜町天皇に至る、百八十年間十代の天皇が、何れも概して丁年未満にて御受禅、若しくは御践祚あらせられ、而して何れも壯齡にて御譲位、若しくは崩御あらせられたる一事」を不自然とし、この事実の背後に天皇の御親政を阻止せんとする幕府の意図が働いていたことを示唆している。何れにしても、事ほど左様に幕府は朝廷の復権を警戒し、手練水管を用いてその監視統制に当たつたのである。

靈元天皇と垂加神道

近藤啓吾先生によると、後水尾天皇は、鎌倉幕府に対する朝政恢復の御企てである承久の変で隠岐に遷され給うた後鳥羽上皇を非常にお慕いになられ、上皇の御製を揮毫して水無瀬宮（上皇をお祀りする）に奉納されるなどしたが、その背景には上述したような幕府の朝廷に対する圧迫政策があるという（『続山崎闇齋の研究』緒言）。この天皇の深いご無念と朝政恢復への御志を受け継がれ、そのため朝儀復興を思召されたのが、後水尾天

皇の御子である靈元天皇であり、その御宸念は、天皇が後土御門天皇の文正元年（一四六六年）以来二百二十余年の間中絶していた大嘗祭を再興した事実に現れている。すなわち、貞享四年（一六八一年）四月、御子である東山天皇に譲位された天皇は、同年十一月大嘗祭を挙行せしめた（ちなみにこの年は、浅見絅斎が『靖獻遺言』を上梓した記念の年でもある）。

この大嘗祭復興については、天皇御自ら知行を削られ、御兄堯忍法親王が略儀での挙行に反対するなどの困難に見舞われたが、そのなかで「ただ一人、天皇の御志を理解し、御輝はこれよりさき貞享二年九月四日、神文を正親町公通に納れて垂加神道の相伝を得た」（近藤先生上掲同書）。正親町公通は、山崎闇齋から垂加神道の直伝を受けた人物であり、その相伝を得たのが一条兼輝であるから、この事実からも、当時すでに天皇の近臣を通じて垂加神道が朝廷内に相当浸潤していたことが伺われる（誰であろう、この兼輝の子である一条道香こそ式部迫害の張本人であつたことは歴史の皮肉という他ないが、そのことは後述する）。

事実、靈元天皇は秘かに垂加神道を理解し、信仰を寄せられていたと思われ、そのことは「闇齋『風水抄』トイウ書を撰述シテ（正親町公通ニ）進メケレバ、正親町殿コノ書ヲ仙洞ノ御覽ニ備ヘラル。上皇コレヲ見タマヒテ

曰、「此書ハ貴重（タイセツ）ナル事ノミニテ、容易ノ説ニ非ズ、長ク汝ガ家秘トシテ、妄ニ示スコトナカレトゾ。」（南川維遷『闇齋散餘録』）とあることや、天皇が、闇齋の垂加靈社を境内にお祀りしている下御靈神社を特別に崇敬し給い、闇齋が生前自らの神靈を祭を挙行せしめた（ちなみにこの年は、浅見絅斎が『靖獻遺言』を上梓した記念の年でもある）。

かくして朝政恢復、朝儀復興を強く思召され、垂加神道に帰依された靈元天皇の幕府に対する御宸念がいかなるものであつたかは、享保十三年（一七二三年）、七十五歳の老年となられた靈元上皇が、修学院離宮への道すがら参拝された下御靈神社に捧げ給つた御願文にある次の一条に暗示されている。「朝廷之儀、年々次第に逐日暗然、歎敷無限、是併私曲邪佞之悪臣、執政既重三代、懋己志之故也、早以神慮正直之威力、早被退彼邪臣等、可守朝廷復古之儀給事（朝廷の儀、年々次第に日を逐つて暗然、歎かわしき限り無し、是れ併し私曲邪佞之悪臣、執政既に三代に重なり、己が志を懋るの故なり、早く神慮正直の威力を以て、早く彼の邪臣等を退けられ、朝廷復古の儀を守り給うべき事）」

ここでいう「執政既重三代」とあるのは、一見すると幕府による対朝廷圧迫政策の基礎を確立した徳川家康・秀忠・家光の三代を指すと思われがちであるが、実際には當時、朝廷内で「親幕派」の首領と目された近衛基熙父子の三代を指すとされる。その背景には、朝儀（宮中祭祀、特に大嘗祭）を復興させた靈元天皇の思し召しと、幕府からの財政援助のお金を使われたくない（悪く言えば自分たちの使う分が減る）近衛家の考えに齟齬があり、両者に確執が存じた事があるとされるが、何れにしても近衛を通じて朝廷を統制する幕府へのご憤慨を表明されたものであることに変わりはない。

ちなんに靈元上皇の御宸筆である『元陵御記』

記』には、上皇と幕府との関係を伺わせる次のような一節がある。「今年（享保十四年）は夏よりこなた諸司代、江戸に在府する故に、八月九月野山面白かるべきをりをすぐし、あまつさへ山荘の紅葉盛りなるよしをいひおこそれど、行きて見むことかなはずして、せめにゆけとて遣はす。・・・其後に諸司代上京しつれば、今はとて神無月の十一日に、山荘にゆく。・・・けふはたゞわづかに二本三本ばかりぞ散りて残れる」と。すなわち、享保十四年に夏に所司代が江戸に行つてしまつた。夏の終わりに修学院離宮からは紅葉の知らせが届いたが、所司代がないので観に行くことができない。しかたなく近臣の公家を代わりに行かせた。その後、所司代が京都に戻つたのでようやく十月に御幸が許されたが、その頃には二三本ばかりが散り残れるばかりであった、というのである。當時天皇が一度の行幸も許されなかつたことは前述した

が、上皇の御幸も年二回に限られていた。その御幸ですらこの有様である。こうしたこととも相まって靈元天皇の朝政恢復への思し召しは一層強まつたのであり、その上で「尊皇斥霸」の思想を説く崎門・垂加の学が朝廷に浸透して行つたのは決して偶然ではなく、むしろ必然的な過程であつたとも言い得る。

以上見たように、式部が登場する以前に朝廷内では垂加神道が既に浸透していたのである。とはいへ、式部独特の思想的感化力という触媒が無ければ、宝暦事件は起りえなかつた。そこで次に、彼の経歴と思想の内実について見ていきたい。

出自と師授淵源

竹内式部は本名を敬持といい、正庵・羞斎と号した。式部は徳大寺家に仕えた後の通称である。正徳二年（一七二二年）、越後国蒲原郡、現在の新潟市に生れた。式部の先祖は代々正庵を襲称し、新潟本町通りに住んで医者を生業としていた。竹内家の菩提寺である本覚寺（新潟市西堀通六番町）の過去帳には、同寺の式部の五世祖より累代の名が記され、同寺の境内には、正面に「正庵竹内省敬先生之墓」、側面に「孝子竹内宗詮建之」銘記された墓碑が現存している。省敬は式部の祖父、宗詮は父である。星野恒著『竹内式部君事跡考』（明治四十二年、富山房）には、「墓面ニ先生ト称シ、孝子ト称スレハ、父子皆学問アリテ事



本覚寺に残る竹内省敬墓

式部は天資鋭敏で幼少から学を好み、享保十三年、十四年、十七、十八歳の頃に京都に遊学し、松岡仲良（雄淵）に入門して垂加神道を修めた。仲良はこれを才器とし、その師玉木葦齋に師事せしめた。仲良は、もと尾張熱田神宮の祀官で、儒学を若林強齋に、神道を玉木葦齋に学び、その師葦齋は山崎闇齋の正門である正親町公通から垂加神道を継承している。つまり、両者は何れも垂加神道の正脈を継いでいるが、後に葦齋が仲良を破門したために、葦齋の門人である式部もまた仲良

著の『竹内式部先生』では、「玉木葦齋は垂
加門の高足であるが、晩年一派を成して橋神
道なるものを創めた。彼の教典、橋家神軍伝
なるものは、橋大祖正一位左大臣諸兄公の直
伝なりと称し、巫祝禁庄の法をも交へた。そ
の他鳴弦伝・鳴弦極秘・墓目秘伝の如き如何
にもいがめしき名のものもあるが、実はト部
家の祭式によつて両部神道の行法を加味した
ものを書いたので、この両部神道を交えたこ
とが、垂加の真精神に反するところから、享
保十八年、松岡仲良は神道学則なるもの著は
し、垂加に還れと火の如き反撃を加えた。仲
良が葦齋からの破門はそれがためであつた。
言換へれば仲良から見限つての絶門である。」

吉田神道は、本地垂迹は否定しつつも、依然として神仏習合であり、闇齋の唱えた排仏論とは相容れない。しかも吉田は、後に式部一派を誣告し、排斥した張本人であり、そのスカウトで吉田神道の学頭に転じた仲良は、間接的にせよ、式部排斥の策謀に加担したことには違ひはない。このように、式部が師事した松岡仲良と玉木葦斎は共に垂加神道の正脈を継ぎつつも、仲良は吉田神道に転じ、葦斎は橋家神道に偏向しており、式部が単純に何れか一方の側に与したとは言い難い。ちなみに、葦斎による仲良義絶の理由は、「伴部安崇が伝えるところによれば、『神道学則日本魂』が未熟な内容にもかかわらず、無断

式部は天資鋭敏で幼少から学を好み、享保十三年、十四年、十七、十八歳の頃に京都に遊學し、松岡仲良（雄淵）に入門して垂加神道を修めた。仲良はこれを才器とし、その師玉木葦齋に師事せしめた。仲良は、もと尾張熱田神宮の祀官で、儒学を若林強齋に、神道を玉木葦齋に学び、その師葦齋は山崎闇齋の直門である正親町公通から垂加神道を繼承している。つまり、両者は何れも垂加神道の正脈を継いでいるが、後に葦齋が仲良を破門したために、葦齋の門人である式部もまた仲良と袂を別つた。

この消息について、宝曆事件に際して式部が訊問内容を記した『糾問次第』には、「松

加門の高足であるが、晩年一派を成して橋神道なるものを創めた。彼の教典、橋家神軍伝なるものは、橋大祖正一位左大臣諸兄公の直伝なりと称し、巫祝禁庄の法をも交へた。その他鳴弦伝・鳴弦極秘・墓目秘伝の如き如何にもいがめしき名のものもあるが、実はト部家の祭式によつて両部神道の行法を加味したものと書いたので、この両部神道を交えたことが、垂加の真精神に反するところから、享保十八年、松岡仲良は神道學則なるもの著はし、垂加に還れと火の如き反撃を加えた。仲良が葦齋からの破門はそれがためであつた。言換へれば仲良から見限つての絶門である。」

著の『竹内式部先生』では、「玉木葦齋は垂じた吉田神道は、本地垂迹は否定しつつも、依然として神仏習合であり、闇齋の唱えた排仏論とは相容れない。しかも吉田は、後に式部一派を誣告し、排斥した張本人であり、そのスカウトで吉田神道の学頭に転じた仲良は、間接的にせよ、式部排斥の策謀に加担したことには違いはない。このように、式部が師事した松岡仲良と玉木葦齋は共に垂加神道の正脈を継ぎつつも、仲良は吉田神道に転じ、葦齋は橋家神道に偏向しており、式部が単純に何れか一方の側に与したとは言い難い。ちなみに、葦齋による仲良義絶の理由は、「伴部安崇が伝えるところによれば、『神道學則日本魂』が未熟な内容にもかかわらず、無断

（昭和十二年、新潟市教育会）と記し、義絶したのは仲良からの方であるとしている。さらに皇学館大学の松本丘先生は、「葦斎によつて垂加神道に於ける秘伝の伝目や形式が確定し、闇斎以来の神道思想が明確化された」とされつゝも、「葦斎の思想の根幹は橘家神道の伝統者たる点に求められるべきであり、垂加神道の大成者といふ葦斎像は、その一面にしか過ぎなかつたともいい得よう」（『垂加神道の人々と日本書紀』平成二十年、弘文堂）と述べられている。

たしかに仲良の記した『神道学則日本魂』

(昭和十二年、新潟市教育会)と記し、義絶したのは仲良からの方であるとしている。さらに皇學館大学の松本丘先生は、「葦斎によつて垂加神道に於ける秘伝の伝目や形式が確定し、闇齋以来の神道思想が明確化された」とされつとも、「葦斎の思想の根幹は橘家神道の伝統者たる点に求められるべきであり、垂加神道の大成者といふ葦斎像は、その一面にしか過ぎなかつたともいい得よう」(『垂加神道の人々と日本書紀』平成二十年、弘文堂)と述べられている。

たしかに仲良の記した『神道学則日本魂』は湯武放伐を厳格に否定し、垂加神道の正説を踏まえたものであり、葦斎と仲良が義絶した後も、葦斎門下の谷川士清などは仲良との交際を続けていた。とはいえ、その仲良が転じた吉田神道は、本地垂迹は否定しつつも、依然として神仏習合であり、闇齋の唱えた排仏論とは相容れない。しかも吉田は、後に式部一派を誣告し、排斥した張本人であり、そのスカウトで吉田神道の学頭に転じた仲良は、間接的にせよ、式部排斥の策謀に加担したことには違ひはない。このように、式部が師事した松岡仲良と玉木葦斎は共に垂加神道の正脈を継ぎつつも、仲良は吉田神道に転じ、なみに、葦斎による仲良義絶の理由は、「伴部安崇が伝えるところによれば、『神道学則日本魂』が未熟な内容にもかかわらず、無断

で版行したことにあるという」という見方も
ある（磯前順一等編『近世朝廷と垂加神道』、
平成十七年、ペリカン社（括弧内筆者））。

崎門正統派たる所以

人澤田一齋であつたようである。『糾問次第』には、「久米新次郎と申者、風月庄右衛門（澤田一齋）と申者存居候哉と被尋。成程皆先吾党儒者先輩故、若輩の節世話に預り候旨申上る。」とあり、また一齋も宝暦事件での取り調べに際して「其方経書等の講談も仕（り）、致世話候やと御尋被遊。御返答に成程論孟之講談斗、三四年も致世話遣候」（括弧内筆者、内田周平著「竹内式部と望楠軒との関係」大正二年、国学院雑誌十九巻六号）と答えていた。

始し、一斎と強斎の同門であった松岡仲良の下で本格的な学習に入つたとされている（前掲同著）。かくして仲良に入門したのが享保十六年、それから五年師事し、同二十年に入門した葦斎は、その翌元文元年に没しており、式部が葦斎に学んだ期間は長くない。また、仲良が師事した若林強斎は、神儒兼学を重んじる崎門学の正統を確立し、望楠学派（強斎の学塾、望楠軒の学統）を創始した一方で、葦斎は儒学の素養に疎く神学一辺倒であつた。

こうしたこと等を考え合わせると、式部は、葦斎を通じて、闇齋から正親町公通に継承された垂加神道の正脈に連なりつつも、その思想的真面目は、神儒兼学を重んじ、闇齋から浅見絅斎、若林強斎、沢田一斎ないしは松岡仲良へと継受された崎門学の正統、望楠学派の継承者という点に存するのではないだろうか。式部が思想の上において、望楠軒学派の正統を受け継ぐことは、彼が堂上の門人公家達を訓戒した『奉公心得書』のなかで、「楠正成の言葉に、君を怨むる心起らば、天照大神の御名を唱ふべし」とあるも、天照大神の御恩を思ひ出さば、則其御子孫の大君、たとひ如何なるくせ事を仰せ出さるゝも、始めより一命をさへ奉り置く身なれば、いかで怨み奉る事あるべきや」云々とあり、望楠軒の名の由来ともなつた楠正成の言葉を引き合いに出していることからも明らかに看取されるが、学統の上に於いても、上述した沢田一斎は、

幕府の取り調べで式部と若林強齋の師弟関係について問われたのに對して「新七（強齋）晩年の弟子にて御座候」と答えていた。もつともその後、一齋の許を訪れた西依墨山（望楠軒の講主で成齋の甥）が言う處では、式部は強齋の没後、望楠軒の講主を務めていた小野鶴山に頼り、強齋の祠堂礼拝をお願いし、さらに強齋の門人列に加えるよう懇願したので、鶴山これを了承し、その後三四年は祠堂礼拝に訪れたが、やがて式部の人柄に心得難い處があつたので、義絶したとのことで、一齋は当の鶴山に数通の書状を送り、事の眞偽を確かめた処、やはり式部は強齋の門人ではなく、墨山の言う通り、鶴山が義絶した旨の答書があつた様である。しかし前出した内田周平翁はこの鶴山の返書にて義絶門人となしたるは、果たして事實なるか、或は鶴山が熟慮断行を以て、式部の罪案が累を望楠軒に及ぼさんことを恐れ、此の如く答弁せしめたものか、未だ審かならず。孰れにもせよ、義絶といふ語は、一たび門人となりしことを意味するものなり。」と述べ、式部が門人に講義した『靖獻遺言』等の書が、強齋以外に考えられないことなどから、「式部は嘗て強齋の門に及べる者にて、其の皇政の興復を謀りたるは、納齋強齋に先生の遺志を繼承したものなること、亦推知すべきなり」と結論されている（内田周平前掲同書）。

門人への講義内容

さて、式部の思想が朝廷内に広まる契機となつたのは、彼が徳大寺家に家僕として仕えた事が大きいだろう。すなわち、式部は上京後、学資のために父母を煩わしたくなかったので、京都の公家である徳大寺家に仕え、家務の合間で苦学力行を続けた。徳大寺大納言実憲父子はその篤志を見て彼を優遇し、学業に専念させたので、式部はこの厚誼に感奮し、一層刻苦勉励してその学業は益々進んだ。式部の人となりは博覧強記で儒書はもちろん仏教から諸学百家に至る書を読破し、軍書兵学にも造詣があつたというが、前出した『糾問次第』では、「軍書之儀者勿論不_二相学_一」よし申上候処、兎角被_レ疑候ニ付、軍学之儀兼テ者志有_レ之、暇さ_レ有_レ之候ハ、相学度心底ニ候得共、性質柔弱ニ付、懈怠多く、神学儒学さへ万分之一モ不_レ得_一相学事_二、軍書を読候暇無_レ之段申候」と述べている。かくして式部の学識は、享保十八年、二十二歳の頃に、垂加神道の正脈を継いだ正親町公通の養嗣実学の崎門学者として一家言を成すまでに至つていたとされる（松本丘先生、上掲同著）。

すると、徳大寺実憲の子、公城は最初に式部の教えを受けて彼に師事し、以

つまり、式部は名実ともに、崎門正統の士であつたということである。

来、久我、正親町三條、烏丸、坊城、高野、西洞院、勘解由小路等數十人前後の堂上公家衆がその門に入つた。いまその堂上公家の門人を挙げると、主な者で、正親町三條、大納言、光胤、今出川中納言、公言、徳大寺大納言、公城、坊城中納言、公績、烏丸大納言、光胤、岩倉前中納言、恒具、綾小路宰相、有美、町尻三位、伏原三位、宣條、植松三位、雅久、高倉右兵衛督、永秀、高野少将、隆古、中院少将、通維、西大路少将、隆共、冷泉新少将、為頼、勘解由小路少将、通同、正親町三條侍、實同、町尻右馬頭、説望、裏松左少辨、光世、岩倉左兵衛佐、尚具、舟橋前右兵衛佐、親賢、六角兵部大輔、知通、高丘大蔵、大輔、敬季、錦小路典樂、賴尚、七條左馬頭、隆房等がいた。さらに式部の門人は堂上の公家に止まらず、地下の武士や町人にも及び、その数は七八百人に及んだ。もつとも、全ての門人に同じ事を教えたのではなく、その人材や身分によつて等級を設け、教える内容を変えた。當時式部が堂上の門人方に講義した書については、「是迄堂上様方へ講書申上候ハ何之書、御会ハ何之御会、素読となたく、何々と被レ尋候付、講書ハ四書五經・日本紀・小学・近思錄・家礼・靖獻遺言と申上候」と答えている(『糾問次第』)。『靖獻遺言』は、闇齋の

高弟、浅見絅斎が著し、シナ八人の忠臣に仮託して尊皇斥覇の大義を説いた書である。松本先生は、「ここに『家礼』や『靖獻遺言』が見えてることは、式部の学問が崎門学のうちにても特に浅見絅斎から受けける所が多かつたことを示しており、儒学の方面に於いて、式部は三宅尚斎派と交流を持ちつつも、絅斎より若林強斎、強斎より沢田一斎へと伝えられた絅斎学派の学流をその基底としていた」と述べられている(前掲同書)。



門人の堂上公家達に『日本書紀』を講義する竹内式部

が見えており、式部の講義内容は如何なるものであつたか。武家伝奏の廣橋兼胤が記した『兼胤記』宝曆八年七月十三日の条には、「竹内式部神書儒書講談之節、名分之儀を甚シク申立ル時など、其詞及レ誚(せがる)関東「候」とあり、君臣の大義名分を述べて幕府を批判したとなり、また同月十五日の条に、「式部教(え)方之儀、神書儒書共天子を至而(て)尊敬之儀、強ニ申し講(じ)、右之通(り)於(二)日本天子程貴き御身柄無レ之候に、將軍を貴と申(す)儀は人々も存知、天子を貴を不存候、子細ハ、如何之儀に而(て)可レ有レ之哉、是ハ天子御代々不レ足御学問、御不徳、臣下関白已下(以下)何も非器無才故之儀ニ候、天子より諸臣一等ニ学問を励(み)、五常之道備候得ハ、天下之万民皆服(其徳)而(て)天子ニ心を寄せ、自然と將軍も天下之政統を被(返上)候様ニ相成(り)候儀ハ必定、実如レ指レ掌(掌を指すが如く)、公家之天下ニ相成(り)候」(括弧内筆者)

では実際に、式部の講義内容は如何なるものであつたか。武家伝奏の廣橋兼胤が記した『兼胤記』宝曆八年七月十三日の条には、「竹内式部神書儒書講談之節、名分之儀を甚シク申立ル時など、其詞及レ誚(せがる)関東「候」とあり、君臣の大義名分を述べて幕府を批判したとなり、また同月十五日の条に、「式部教(え)方之儀、神書儒書共天子を至而(て)尊敬之儀、強ニ申し講(じ)、右之通(り)於(二)日本天子程貴き御身柄無レ之候に、將軍を貴と申(す)儀は人々も存知、天子を貴を不存候、子細ハ、如何之儀に而(て)可レ有レ之哉、是ハ天子御代々不レ足御学問、御不徳、臣下関白已下(以下)何も非器無才故之儀ニ候、天子より諸臣一等ニ学問を励(み)、五常之道備候得ハ、天下之万民皆服(其徳)而(て)天子ニ心を寄せ、自然と將軍も天下之政統を被(返上)候様ニ相成(り)候儀ハ必定、実如レ指レ掌(掌を指すが如く)、公家之天下ニ相成(り)候」(括弧内筆者)

も、式部の講義の眼目が、皇祖皇宗の遺訓と天皇統治の大道を明らかにし、以て皇室の衰運を挽回して、往古の隆盛を復せしめることにあつたことを推測するに足る。

では実際に、式部の講義内容は如何なるものであつたか。武家伝奏の廣橋兼胤が記した『兼胤記』宝曆八年七月十三日の条には、「竹内式部神書儒書講談之節、名分之儀を甚シク申立ル時など、其詞及レ誚(せがる)関東「候」とあり、君臣の大義名分を述べて幕府を批判したとなり、また同月十五日の条に、「式部教(え)方之儀、神書儒書共天子を至而(て)尊敬之儀、強ニ申し講(じ)、右之通(り)於(二)日本天子程貴き御身柄無レ之候に、將軍を貴と申(す)儀は人々も存知、天子を貴を不存候、子細ハ、如何之儀に而(て)可レ有レ之哉、是ハ天子御代々不レ足御学問、御不徳、臣下関白已下(以下)何も非器無才故之儀ニ候、天子より諸臣一等ニ学問を励(み)、五常之道備候得ハ、天下之万民皆服(其徳)而(て)天子ニ心を寄せ、自然と將軍も天下之政統を被(返上)候様ニ相成(り)候儀ハ必定、実如レ指レ掌(掌を指すが如く)、公家之天下ニ相成(り)候」(括弧内筆者)

すなわち、我が國に天皇程貴いお方はないのに、当時の日本で、將軍あるを知つて天皇あるを知らないのはどうしたことか。これは代々の天皇の学問が足らず、御不徳であり、関白以下の朝臣に才器のある人物がいなかったのである。したがつて、天皇を始め奉り、朝政復古を庶幾し制の根源を明らかにして、朝政復古を庶幾し制の根源を明らかにして、朝政復古を庶幾し

も、式部の講義の眼目が、皇祖皇宗の遺訓と天皇統治の大道を明らかにし、以て皇室の衰運を挽回して、往古の隆盛を復せしめることにあつたことを推測するに足る。

では実際に、式部の講義内容は如何なるものであつたか。武家伝奏の廣橋兼胤が記した『兼胤記』宝曆八年七月十三日の条には、「竹内式部神書儒書講談之節、名分之儀を甚シク申立ル時など、其詞及レ誚(せがる)関東「候」とあり、君臣の大義名分を述べて幕府を批判したとなり、また同月十五日の条に、「式部教(え)方之儀、神書儒書共天子を至而(て)尊敬之儀、強ニ申し講(じ)、右之通(り)於(二)日本天子程貴き御身柄無レ之候に、將軍を貴と申(す)儀は人々も存知、天子を貴を不存候、子細ハ、如何之儀に而(て)可レ有レ之哉、是ハ天子御代々不レ足御学問、御不徳、臣下関白已下(以下)何も非器無才故之儀ニ候、天子より諸臣一等ニ学問を励(み)、五常之道備候得ハ、天下之万民皆服(其徳)而(て)天子ニ心を寄せ、自然と將軍も天下之政統を被(返上)候様ニ相成(り)候儀ハ必定、実如レ指レ掌(掌を指すが如く)、公家之天下ニ相成(り)候」(括弧内筆者)

すなわち、我が國に天皇程貴いお方はないのに、当時の日本で、將軍あるを知つて天皇あるを知らないのはどうしたことか。これは代々の天皇の学問が足らず、御不徳であり、関白以下の朝臣に才器のある人物がいなかったのである。したがつて、天皇を始め奉り、朝政復古を庶幾し

彼は玉木葦斎や松岡仲良を通じて崎門学を完全に理解し、その蘊奥をきはめたのであるが、更に崎門学の立場に於いて妥協するところなく現実に直面すれば一体どうなるかを、問題としたのである。弾圧者が危惧の念を以て指摘した如く、彼の講義はすべて「当時に引くらべて」行われた。人々は從来殆んど耳めて聴くことができたのである。彼の講義が白熱化するにつれて、純心な公家達が他の学者のものでの受講の際とは全く異なる讥刺たる使命感の心中に湧き出づるのを痛感したのも、そのためであつた。そこにこそ彼が宝暦事件の理論的指導者たり得た鍵が見出されるであらう。端的に云へば、竹内式部をその同時代の崎門学者よりわかつたものは、熾烈なる現実的関心であり、現実を批判する勇気であつた。」と述べている（『恋闘』青々企画、平成九年）。かくして式部が点じた尊皇斥覇の火は、門人の少壮公家達を通じて朝廷内に燃え広がつて行つた。

式部の教説天聴に達す

時の桃園天皇は、桜町天皇の第一皇子として御年僅か七歳で御即位遊ばされてから十年程が経つていたが、極めて英邁にましまし、頗る学問を好ませ給うた。そのことは、柳原紀光の『閑窓雑話』に式部の門人である伏原宣條の語を記して、「桃園院の御学問は、後光明院このかたの事にて、おはしますなり。

されば易の口伝まで申しいれしとぞ、後光明院の後、この事なし」とあることにも伺える。そして、この天皇の近習として仕えていたのが、公積、公城、光胤、俊逸、隆古、時名、俊臣等の少壮公家であり、彼らは皆式部の門人だつたのである。当時の朝廷が幕府の統制監視下に置かれ、天皇は僅か一二万の知行を給されるのみで、事大小となく自由を得ず、御幸さへも絶えてなかつたことは前出した通りである。あるとき御所が火事になつて天皇が他所に御遷りになられた際に、天皇が初めて宮門を出たといつて深くお喜びになつたといつた話は、当時における窮屈の状態を推察して余りある。

こうしたなかで、式部は独り皇室の衰微を痛嘆し、これを振興せんことを図り、大義名分を弁明して人心を鼓舞したので、これを聴く者は雲霧を払つて晴天を見るように豁然大悟しないものはなかつた。なかでも正親町三条、徳大寺、烏丸、坊城、高野、西洞院、勘解由小路といった式部門人の堂上公家衆は、

桃園天皇という英邁の天子を得て千載一遇の好機到来となし、君徳を培養して朝政恢復の実を挙げようと、活動を活発化させたので、やがて彼らの言動は周囲の耳目を集め、式部が門人の公家達に軍学剣術を指南し、甲冑を新調させているなどという風説が流布した。

このため、宝暦六年十二月、式部は京都町奉行所に召還され最初の糾問を受けた。この風説を最初に流布したのは、朝廷における垂

されば易の口伝まで申しいれしとぞ、後光明院の後、この事なし」とあることにも伺える。そして、この天皇の近習として仕えていたのが、公積、公城、光胤、俊逸、隆古、時名、俊臣等の少壮公家であり、彼らは皆式部の門人だつたのである。当時の朝廷が幕府の統制監視下に置かれ、天皇は僅か一二万の知行を給されるのみで、事大小となく自由を得ず、御幸さへも絶えてなかつたことは前出した通りである。あるとき御所が火事になつて天皇が他所に御遷りになられた際に、天皇が初めて宮門を出たといつて深くお喜びになつたといつた話は、当時における窮屈の状態を推察して余りある。

こうしたなかで、式部は独り皇室の衰微を痛嘆し、これを振興せんことを図り、大義名分を弁明して人心を鼓舞したので、これを聴く者は雲霧を払つて晴天を見るように豁然大悟しないものはなかつた。なかでも正親町三条、徳大寺、烏丸、坊城、高野、西洞院、勘解由小路といった式部門人の堂上公家衆は、

正親町三条、徳大寺の二卿と仲が悪く、彼らが式部から受けた学問の不正を道香に訴えたので、道香はそのことを武家伝奏の廣橋兼胤をして京都所司代松平輝高に伝えしめたのである。輝高は町奉行に命じて式部を糾問させたが、証拠不十分によつて明年正月に釈放した。

ここにおいて、式部門人の堂上公家衆はい

よいよ勢いづいてその志を達しようどし、遂に徳大寺、西洞院等の式部門人による桃園天皇への神書進講が実現した。事の次第は、「岩倉家筆記」に岩倉具集の語を録して、「桃園院手記」宝暦七年六月四日の条に「四日主上令

レ讀「日本紀」給、公城俊逸卿隆古朝臣時名朝臣等講レ之、其發端大意委細言上之処、天氣特快然、公城等誠感誠喜、感涙難堪、各自其（の）手足之所レ措を忘（れ）たり、嗟呼

に徳大寺、西洞院等の式部門人による桃園天皇への神書進講が実現した。事の次第は、「岩倉家筆記」に岩倉具集の語を録して、「桃園院手記」宝暦七年六月四日の条に「四日主上令レ讀「日本紀」給、公城俊逸卿隆古朝臣時名朝臣等講レ之、其發端大意委細言上之処、天氣特快然、公城等誠感誠喜、感涙難堪、各自其（の）手足之所レ措を忘（れ）たり、嗟呼上古神聖之所伝、舍人親王之所編、我垂加靈社之發揮、師翁之親授、今日一時に達ニ天聞」、吾輩寸咫之精神不レ空、其歡喜踊躍、豈筆舌之能尽ところならんや」とあるのに示されて居る。その際、「今度公城等被レ召候テ被^ニ聞

闇斎ノ学説を聞コシ召シ玉ハ^ニ」を言上アル召^ニ候ニ付、此道兼テヨリ学承候義ニハ候ヘ

トモ、楚忽等有レ之候テハ如何ト存候、竹内式部を召寄、再反吟味練磨イタシ、其上致言上「候事ニ候」とあることからも、徳大寺等門人による進講は、逐一、師である式部の意を受けたものであり、かくして式部の学説は天聴に達したのである。

『奉公心得書』

しかし、予ての本懐を遂げたとて有頂天になる式部ではなかつた。否むしろ、式部は門下の近臣たちが、天皇の御恩になれて失態を犯すことを恐れ、過激な言動を戒むべくして書いたのが『奉公心得書』であり、その内容は崎門学の精髓を發揮するのみならず、我が國の臣道の極致とも言い得るものである。よつて本来ならば全文を掲載したい処であるが、ここで紙幅の制約上、以下に要約を掲げる。

すなわち、まず我が國の天子は、天照大神より天津日^{あまつひ}継たる宝祚を受け継いだ神の末裔にして現御神^{あまみみかみ}なのであり、この世で天の日を仰ぐ全ての生きとし生けるものなかで、その大恩を蒙らぬものはない。だから「人間は勿論、鳥獸草木に至るまで、みな此の君をうやまひ尊び、各^{おのおり}品物の才能を尽くして御用に立て、二心なく奉公し奉る」（括弧内筆者）べきである。

ただし、だからといってそれは君主に対してひたすら媚び詔へばよいというものでもなく、臣下として言動こそ慎むべきではあるが、むしろ「天地万民の為めに君を正しき道にいざなひ奉り、御前に進みては、道ある人を進め、善をのべ、邪なる人は勿論、はなしをもふせぎ、只善き道に導き奉り、共に天神地祇の冥助を永く蒙り給はんことをねがひ給ふ」というのが真のあるべき姿である。

しかし、こうして君を輔導しようとすれば、時には、意見が容れられず、また讒言に遭うなどして、疎まれ虐げられることもあるだろう。すると、臣下の胸中にはそれまでの御恩を忘れ、君を怨む心が兆し、そうした心が積もり積もつて延いては謀反の禍乱を来たすとも限らない。だから、そんなときこそ臣下である我々は、天照大神の御恩を思い起こし、その天孫神裔たる天子に対し奉る誠忠の念を新たにすべきなのである。

式部はかく述べた上で、楠正成公の「君を怨むる心起らば、天照大神の御名を唱ふべし」という言葉を引用するのであるが、この楠公の言葉こそ、若林強斎が創始した望楠軒の名の由来に他ならないことは既に述べた。同時上方、公家衆において然りである。

ただし、だからといってそれは君主に対してひたすら媚び詔へばよいというものでもなく、臣下として言動こそ慎むべきではあるが、むしろ「天地万民の為めに君を正しき道にいざなひ奉り、御前に進みては、道ある人を進め、善をのべ、邪なる人は勿論、はなしをもふせぎ、只善き道に導き奉り、共に天神地祇の冥助を永く蒙り給はんことをねがひ給ふ」というのが真のあるべき姿である。

第二次宝暦事件の悲劇的終末 進講の中止と再開

宝暦七年（一七五七年）、一条道香は関白を辞して、左大臣近衛内前^{ひがしのひし}がこれに代わつた。道香は式部門人による進講が幕府を刺激することを懸念し、新関白内前に言つてこれを止めさせようとした。そこで内前は、桃園天皇の嫡母である青綸門院に内奏し、門院の同意を得た上で進講中止の命を下したが、その理由は、神書進講自体を不可としたのではなく、神書進講の件を式部に漏洩したことを探題とする姑息なものであった。青綸門院が進講に反対したのは、門院の御弟である二条宗熙とその養子の宗基が共に垂加学徒であり、その剛銳にして接遇し難い気象に手を焼かれていたことや、垂加神道の強い排仏傾向を憂慮されていたことなどが理由とされる。

かくして所司代松平輝高は式部を召喚し、宝暦八年六月二十八日、再度の訊問が開始された。これが第二次宝暦事件である。もつとも、これらの訊問は全て朝廷側からの依頼によるものであり、所司代は問題の重要性を認識していなかつたから、式部に対する取り調べは緩慢であり、「靖献遺言」を「垂加流の軍書」と勘違いする等、甚だお粗末なもので

に、この『奉公心得書』の基調を成すエートスは、山崎闇斎が我が國における臣道の極致物なのであるから、君臣の大義の為には親をも滅し、誠忠を尽くさねばならない。特にそらその弟子の若林強斎へと受け継がれた韓退之（韓愈）の『拘幽操』の精神と完全に符号することに照らせば、これすなわち望楠軒の正統を受け継いだ式部の面目躍如と云うべきである。

かくして、宝暦八年三月西洞院を召して内御会が開かれ、六月初旬までおよそ十六回に亘る神書進講が実現した。しかし七月に至り、このことを探知した前関白道香は大いに驚いて、関白内前を詰問し、再び門院に内奏して同意を得た上で、内前、右大臣九條尚賢、内大臣鷹司輔平との四公連署を以て上奏し、神書進講を止めさせ奉った。また、徳大寺を近習から罷免し、正親町三條には病と称して参内させないようにした。さらにこの際、事件の禍根たる式部を京都から追放し、その学風を一掃せんことを謀り、武家伝奏の柳原光綱、廣橋兼胤をして京都所司代に式部への再度の訊問を依頼させたのである。

あつた。所司代は式部に、門下の堂上公家に軍学剣術を教授して武具を新調させたか再度訊問し、さらに幕吏を遣わして式部の家宅を捜索し、武具を製造販売する者を捜査したが、何一つ証拠は得られなかつた。

そうしたなか、右中弁日野資枝は元々式部の門人であつたが、事件への連累を恐れて自ら彼の門を辞し、摂家一列の下に参じて、式部門人の姓名や講義の様子を詳細に報じたので、関白は武家伝奏に命じてこのことを所司代に通報した。また右大臣九條尚賢も宰相綾小路有美から聴取したことを武家伝奏に告げ、糾問の資となさしめた。先に、式部による門人の堂上公家衆に対する講義の内容として挙げたのは、この日野綾小路両人の告発を元としている。

一条道香等摂家一列は、式部の糾問を口実として、彼の門流を君側から排除しようと画策し、正親町三條や烏丸、坊城、西洞院中院の五卿の罷免を奏上したが、天皇はかねてよりこの五人に信頼を寄せ給い、特に西洞院などは「大忠臣」と思召されていたので、関白の言を納れ給わなかつた。この時にあたり、正親町三條、徳大寺、烏丸、坊城、高野、西洞院、勘解由小路、中院の七人も摂家一列と相容れないことを悟り、再三密奏して摂家一

府の承認を得る慣わしあつたが、摂家一列の独断で決行され、後に幕府の抗議を受けた程であつた。かくして天皇の近臣である式部門人は朝廷から一掃され、それまで、所司代に召喚されていた式部父子は、町内預のままでしばらく呼び出しもなかつたが、七月二十四日、揚り屋（土分の者の入る牢獄）入りを命じられ、奉行による訊問が本格化した。

所司代での堂々たる問答

この第二次宝曆事件における訊問の顛末は、式部自身が記した『糾問次第』に詳しく記されているが、なかでも崎門学徒たる式部の眞面目を最も躍如たらしめているのは、奉行と式部の間における次の問答である。この訊問は、式部を相手に、所司代松平輝高が南面し、東西の両町奉行と御目付役三人、西面に公事役人数十人が居並ぶ物々しい様相を呈し、所司代が入手した式部による神代巻講義の聞き書きを元に進められた。この聞き書きは、神書進講の中止を嘆じた正親町三條が、

（問）当時王室段々衰微し、三種神籬の道御存知遊ばされずと、かくのごとき講義を認め、堂上方へ差し上げたことありや。
(答) 其国に居りて其大夫をそしらずとは、先師よりも厳しく戒められ、学者の大法とも申すべければ、当時の善惡に引用して批判を加えたるおぼえ毛頭なし（糾問次第七月二十九日の条）。

（問）皇天二祖望を失ひたまふと、その望とは如何なる義か。

(答) これとて講書の節は申述べざれど、強いて御尋とあらば愚考を申上ぐべし。この事せになり、同志の諸卿と相計つて、神代巻の義理をもつて考ふれば、古の如く天子より政

（問）礼樂征伐諸侯より出づれば、則十世にして衰へざること少しなど申せしよしなるが。当時関東は十世にてあらせらる、甚しき不遠慮ならずや。

(答) これは確と申上げたり。私は儒者なれば、論語講説の折只聖人の語をその儘申上げたるまでにて、之を当代に比べて申したる覚なし。しかばば当代は十世、何が故に危うきか。講書の節は申さざるとしても、私心だけにても、ここにて申し述べ見よ。すべて古より天下に限らず、一国とても家老・用人などがあり、一人にては天下の治め得べき道理なきに非ず判するものであつた。そこで、この聞書を元にした奉行の訊問に対し式部は、威風堂々たる態度で次のように応答したのである。

(答) この義御参考までに私心を申し上げるまことに方今の天下は危きものと思はる。（此の時所司代両町奉行を初め並み居る役人顔色蒼白互に見かはし啞然として声なし）関東にては政治向き一條々々京都の三公へ御相談あつて勅命を仰いで行はせらるるかどうかは知らねど、敢て左様の事ありしとも覚えず。但し闇外（こんがい）のことは格別なり、（将军の専職たる兵馬の權）その他の大事は三公へ御相談あり、勅命を請うて行はせらるれば、是政治の天子より出づると申すものにて、かくれば危きも変じて安泰となる訳なり。（藤田福太郎著『竹内式部先生』）

（問）三種神籬の道」とは、主君たる天皇の道義、「礼樂征伐諸侯より出づ」とは、『論語』（季氏編）にある一節であり、これは孔子が「天

下に道のあるときは礼樂や征伐は天子から起る。天下に道のないときは礼樂や征伐は諸侯から起る。諸侯から起るときは（そんなことがいつまでも許されるはずはないから）およそ十代まで失敗しないものはめつたにない」（岩波文庫『論語』）と説いたことに由来し、一諸侯に過ぎない徳川の専権を暗に批判したものである。

丁度、当時の徳川将軍は九代の家重から十代の家治に差し掛かる頃であったから、奉行はこの譽えは不遠慮ではないかと難じたのである。最も驚嘆すべきは、式部が所司代以下、並み居る幕府の役人を前にして、「関東（徳川）より礼樂征伐（政治）の出でる方今の天下は危うい。国家の大事は三公（太政大臣、左大臣、右大臣）に相談し、悉く勅命を仰ぐべきである」と直言したことである。これは、幕府政治それ自体の正当性を否定し、天皇親政を説くものであつたから、並み居る幕吏の顔面が蒼白になるのも当然であつた（尤も「但し闇外のことは格別」とあるから、兵馬の権は幕府に専権を認めていたということか）。

式部は、神書講義の聞き書きが堂上から幕府に漏れた以上、最早罪は逃れ難いと腹を括り、ならば道に傷を付けまいと正直に所信を述べたのであつた。こうした式部の正論に幕府の役人たちは感服し、その決死にして從容たる態度に尊敬の念すら抱くようになった。『紅問次第』八月十九日の条に奉行の語を記して「其方ニも此度ハキツイ災難、此方も好

ミ致候吟味ニテハ無レ之候得とも、無レ拠致ニ吟味「候旨被申聞」であるのは、幕吏の情状を推察させる。

判決申し渡し

結局、所司代の訊問で、式部の容疑を裏付ける何等の証拠も得られなかつたが、関白の懇篤なる依頼と、既に多数の堂上門人が処罰されていた手前、何とか罪名を捨てる必要があつた。そこで宝暦八年十月、所司代松平輝高が老中に昇進し、大阪城代井上利容に代わると、強硬方針に転じ、宝暦九年五月六日、式部に対して次のような申し渡しがなされたのである。

「其方儀堂上工神書相伝候、堂上方々ハ神道其家々も有レ之事ニ候得者、被相望候共、相断可レ申処、無其儀殊経学計指南いたし候由申候得共、靖獻遺言等堂上方工致講談「其上三本木工堂上方被レ参候節、罷越酒宴いたし、都而教方不レ宜に付、堂上方弟子之分御咎被仰付候、殊に色々軍書武器等之風聞等有レ之候付武藏・相模・上野・下野・安房・上総・下総・常陸・山城・摂津・和泉・肥前・東海道筋・木曾路筋・甲斐・駿河・河内・近江・丹波・越後

の参るまじき場所であるのに、参集してその宴席に陪席したことの三事を以て罪状とし、京都や関東などの諸国からの追放を命じたのである。ここにいう三本木の一件とは、宝暦八年五月、鴨川洪水の折に、物見と称して東久世、町尻、高倉、西洞院等の諸卿が三本木（当時遊郭があつた）に参集して宴会を開き、式部がこれに陪席したことをいう。この申し渡しと同時に、式部の息子主計も京都追放を命じられ、式部父子は駕籠で洛外まで送り出された後、式部は西の方大阪方面へと落ちて行つた。翌宝暦十年、所司代より蟄居遠慮に処された徳大寺、正親町三條等の七卿はさらには落飾を命じられ、桃園天皇は「世の中は曲れる枝に直き木の、おほはれ易きことをしそ思ふ」と、何ともおいたわしい御製を詠まれた二年後の宝暦十二年七月、宝算僅か二十二歳にして崩御し給うた。かくして第二次宝暦事件は悲劇的な結末に終わつたのである。

対立の諸相

かくして見ると、第一次とニ次にわたる宝暦事件は、一条道香、近衛内前、廣橋兼胤、柳原光綱等の摂家一列と、式部を中心にしてその堂上門人たる徳大寺公城や正親町三條公積等の中下層公家の対立として現れ、朝政恢復を目指す式部一派に対する、幕府と結託して自己の保身を図る守旧派の反動的弾圧という構図で捉えられるが、前出した星野恒氏は、そうした見方を一面的として次の様に

述べている。

「抑當時執柄諸公は、何故にかく主上の叡慮に悖り奉り、有志の近臣を黜け、垂加流の神学を防遏せしや、今日より之を見れば、殆ど政権を奪攘し、承久の変あるに及び、益々悖逆を加へ、事々朝廷を鈐制し、再び元弘の惨禍を馴致し、足利氏興るに及び、名実乖戾、事益々言ふに忍びざるもの者あり。爾来禄の皇室を去る「数百年、徳川氏の時に至り、其政治完備なるに隨い、朝廷の防閑も亦益々周密にして、毎々叡慮を牽制し奉り、殊に英明の主上には尤も之に注目し、廷臣も稍俊邁不羈の人あれば、必黜罰を加えて事を執らしめず。若し主上近臣と政権恢復を謀らせらるゝ等の形迹ありて関東の探知する所となれば、其処分必近臣に止まらず、或は復た承久元弘の奇禍を生ぜしも知るべからず。況や宝暦初年は、八代將軍の薨去を去る未だ幾ばくならず、朝廷衰替幕府全盛の時に当り、寸兵尺地を有せず、輕舉暴動すべからざるは固より言を待たず。執柄諸公こゝに見るあり、深く至尊の新説に浸染し、万一思召違いあらせられん」を恐れ、近臣を罷め、式部を逐ひ、不測の禍を未然に防がんと欲す。其主上の為に安全を謀り奉らんとの誠意至れりと云ふべし。」（前掲同著、元片仮名）

を前に、徒に尊皇斥霸の理念を呼号して軽挙妄動すれば、却つて幕府の弾圧を招いて朝廷を一層の危殆に陥れるだけだという政治的判断があつたというのである。

崎門と垂加の間

一条道香の祖父、兼輝が、正親町公通に神文を納れて垂加神道の相伝を得、靈元天皇による大嘗祭復興をお弔けしたことは前述した通りであり、その孫である道香が式部弾圧の急先鋒となつたことは歴史の皮肉とも映じるが、実は、道香その人も浅見綱斎、正親町公通、玉木葦斎に師事した吉見辛和（名古屋東照宮神主で正親町公通の猶子）の著書を贊写してその影響を受け、同じく幸和に学んだ公通の子、実連と共に、寛延度大嘗会等、朝儀復興に尽力している。つまり、道香は式部と同じく垂加の学を受け、闇齋學の体認を志向する点では一致していたが、その解釈内容に違いがあり、前者があくまで幕府との協調を前提とした「朝儀復興」を目的としていたのに対して、後者は、あくまで尊皇斥霸に立つ「王政復古」を目的としていたのである。

そのことは、道香等摂家一列が桃園天皇に進講を中止すべき理由を言上した奉答書に「神書垂加流より聞こし召され候ては御為に成るまじきと存じ候は、元來垂加と申し候は、山崎嘉右衛門と申し候ものの義に候。誠の民間の儒者にて神書を好み、諸流より承り候上愚意を加へ、説き出し候。野卑の新流にて候。

それより段々相伝はり、則ち當時在京の松岡仲良と申し候ものより、竹内式部へ相伝へ候流儀に候。斯様に段々と民間にて相伝はり候流儀に候。然しながら師仲良より相伝へ候事に候へば、伝え候通り相違なく説き申し候へば、一通りの世上流布の垂加に、少しも違ひ申さず候へ共、件の式部に於いては、師伝にそむき、愚意を加え説き申し候へば、垂加のなかの又新流にて甚だたしかならぬ説に候。」とあり、あくまで垂加神道に反対したのではな
く、その「新流」である式部の学を異端としたことにも示されている。

宝暦以後と明和事件

それより段々相伝はり、則ち當時在京の松岡仲良と申し候ものより、竹内式部へ相伝はり候流儀に候。然しながら師仲良より相伝へ候事に候へば、伝え候通り相違なく説き申し候へば、一通りの世上流布の垂加に、少しも違ひ申さず候へ共、件の式部に於いては、師伝にそむき、愚意を加え説き申し候へば、垂加のなかの又新流にて甚だたしかならぬ説に候。」とあり、あくまで垂加神道に反対したのではなく、その「新流」である式部の学を異端としたことにも示されている。

この点、磯前順一氏は、宝暦事件を、摂関家、武家伝奏等「朝幕聖俗分掌論」に立つ「伝統的垂加派」と、近習、中下層公家等、王政復古を支持する「新垂加神道」の陣営の対立として捉えている（前掲『近世朝廷と垂加神道』）。これは正親町家の垂加神道（聖俗分掌論）を伝統的「正学」とする立場から導かれる考え方であるが、すでに晩年の闇齋は、王政復古を志向していたし、公通が朝廷にいた時代から、谷秦山、栗山潜鋒、そして若林強齋等は式部と同様、尊皇斥霸を鼓吹していたのであるから、磯部氏による新旧垂加の見立ては正しくない。しかし、こうした両者の立場の違いは、前述した様に、山崎闇齋、浅見絅齋、若林強齋、澤田一齋、松岡仲良、そして式部統の望楠学派と、正親町公通、玉木葦齋へと継承された神学一辺倒の垂加神道という、闇

宝暦以後と明和事件

かくして京都を追放された式部は、妻子と共に伊勢に赴き、各地を転々とした後、宇治に隠棲した。宇治で式部が身を寄せたのは、蓬萊尚賢（ひさかた）（雅樂）であった。尚賢は、内宮權禰宜副大忌父補（祀官）の職にあり、谷川士清（淡斎）の門人にして女婿でもあった。士清は、伊勢の医家の出で、京に出て松岡仲良と玉木葦齋から崎門垂加の学を受け、『日本書紀通証』を著した。同時に、国学者としても有名で、賀茂真淵、本居宣長に学び、我が国初の五十音順の国語辞典である『倭訓釋』を著している。つまり、式部と士清は、松岡・玉木の同門の関係であった。尚賢は、尊皇心厚く、朝廷の衰微を歎いていた上に、師にして岳父でもある士清の同志とうことで式部を匿つたのであるが、彼は幕府の朱印状を賜つて土地の政務に与る宇治年寄衆の一人でもあつたので、その立場上、幕府に憚るところがあり、家来である鶴飼又太夫の家に式部を寄寓させたのであつた。尚賢は、神宮林崎文庫の再興を図り、講堂塾舎を増築し、天下の学者を招いて講義させるなどした。そこで式部が伊勢に投じると、式部に林崎文庫の門弟への講義を依頼し、その時の筆録は『近思錄講義』や『中臣祓講義』として、今日に伝わっている。

明和四（一七六七）年、式部は、山縣大弐等による宝暦事件に連座し、八丈島への遠島を命じられた。山縣大弐は、甲斐出身の儒者である。浅見綱斎、佐藤直方と並んで崎門三傑の一人と称された三宅尚斎の門下である加賀美光章（桜塙）に学び、尊皇の大義名分を高唱したが、その学識は儒学、兵学のみならず医術や易学、天文曆学に及んだ。宝暦六年、江戸に出て大岡忠光（九代徳川将軍家重の側近）に仕え、忠光の死後は私塾（柳莊）を開いて多くの門人を抱え、宝暦九年には有名な『柳子新論』を著している。そうしたなか、大弐は、上州小幡藩の内紛（小幡藩事件）に巻き込まれる。小幡藩は、織田信邦を藩主とする二万石の小藩であったが、信邦の家老に吉田玄蕃なる者があり、大弐を深く畏敬していた。玄蕃は大弐の進言によって藩政の改革に辣腕を振るつたが、これに嫉妬した用人の相原郡太夫なる者は、たまたま大弐と玄蕃が箱根山攻略の兵談をしたのを聞きつけ、彼らに謀反の企てありとしてこれを幕府に讒訴したのである。このため、藩主信邦は出羽へ移封させられ、玄蕃は切腹を命じられた。

何れも式部の高弟であつたことから、式部門下の堂上公家と交流したが、宝暦事件が起ると踪跡を晦まし、江戸に出て大式の家に寄寓していたのである。直明は元来、放言癖があつたようだ、大式の論を吹聴し、南風に乗じて江戸を焼き打ちすると云い、もしくは江戸城攻めの方角を語るなど、不穏軽率な行動が多かつた。そこで、小幡事件が起ると、大式と玄蕃との関係で自分たちに罪が及ぶことを恐れた、桃井久馬や宮澤準曹等の大式門人は、自ら出訴して罪を免れようと、大式と右門を幕府に訴えたことから、明和四年、兩人は捕縛され、取り調べのすえ、大式は死罪、右門は獄門に処された。これが世にいう明和事件である。幕府による大式の罪状は概略以下のようなものだ。

〔第一〕兵書を講じ、生業を営むに際し、其の門人等に向て、一旦緩急に際し、奇功を建て、立身す可き旨を語りたるは、兵乱を好む意味合となりたる事。(第二)甲府城の武器員数等を、覚えに任せ(按するに大式は嘗て甲府城府の与力であった)言触らしたる事。(第三)熒惑星心宿に掛る、是れ兵乱の徴。即ち上州に於て、百姓の騒ぎありたるは、その徴候と云ひたる事。(第四)主上を押籠め奉り、囚人同様になしつゝありと語りたる事。(第五)堂上方の古實に背ける事を、文書に綴りたる事。(第六)兵書を講じるに、甲州其他の要害を、実地に就て、引証したる事。」(『近世日本国民史』)



山縣大式

これを見ても判るように、明和事件の実態は大式と右門による処士横議に過ぎず、謀反の企てなどはなかつたのであるが、幕府に対する不敬のかどで処断されたのであつた。さうにその際、兩人を訴えた大式の門人は、大式の門に出入りしていた者や、大式や右門の話に出て来た人物を全て一味徒党と断じて幕府に訴え、そのなかに式部の名も含まれていたので、式部も明和事件に連座して幕府の捕縛するところとなつたのである。

後明和四年十二月五日(一七六八年一月二十四日)、ついに絶海の孤島で不帰の客となつた。享年五十四。その後、明治二十四年、正四位を追贈されたのは、式部の死から百二十三年後の事であつた。

宝暦事件と明和事件の関係

以上見たように、事実関係の上において、式部と大式の運動を結びつける直接的な証拠はないが、そのことは思想上の関係においても同様であつた。たしかに大式は、崎門三傑の一人である三宅尚斎の流れを汲んでおり、朱子学的な正名論(正名とは君臣内外の名分を正すこと)の立場から幕政を否定し王政復古を志向する点において式部と符節を合して

『柳子新論』「利害」章において、「且つ夫れ刑罰は、豈に特り民の非を為すを禁するのみならんや。苟も害を天下に為す者は、國君と雖も必ず之を罰し、克たざれば則ち兵を挙げて之を伐つ。故に湯の夏を伐ち、武の殷を伐つも、亦皆其の大なる者なり」と述べ、式部

京都は御構場所に有り之候処、住居いたさず候へば、苦しかる間敷と存じ、御構場所へ立入候段、不届に付遠島申付る。」

このように、式部と明和事件を結びつける証拠は何一つ得られなかつたが、先に宝暦事

を払へり」と嘆じ、また「得一」章において「天下二日無く、民に二王無し。忠臣は二君に事へず、烈女は二夫を更めず」などと述べていても明らかである。『柳子新論』の脱稿は宝暦九(一七五九)年、同十三年には松宮主鈴なる儒者が跋文を寄せ、大式の正名論を「時勢と風俗」を省みざる「漢学儒風の偏見」と断じ、「方今天朝の尊きや、高く九重の雲上に座し、人臣官階の權を掌り、而して租税財貨の利を管せず。世々聖主賢臣を獲るの徳有り、而して逆賊梶帥、神器に朵頤し、大宝を私糠するの念を断つ也」と記して、朝廷が却つて政治の実權を有さないことが宝祚無窮の秘訣なのだと説き、「両都向背論」、すなわち朝廷と幕府の二元的並立を正当化したのに対して、大式は、「俗風改むべからずとは蓋し下に在りての言のみ。苟も天下を陶鑄する者は何の忌憚する所あつて茲に拘々たらんや、すなわち「時勢と風俗」に隨順する

かくして再び縛に就いた式部に下された宣告文は以下のようなものであつた。

「勢州宇治今在家町御師鶴飼又太夫方に居候式部事 竹内正庵 五十六歳
其方儀、永澤町浪人山縣大式、並同人方に居候京都正親町三條中将家来之由申立候藤井大式、右門儀も反逆にては無レ之、其方儀右兩人知人にも無レ之、旁疑はしき筋も無レ之候へども、先年京都に於て重き追放に相成り、

是認しているのである。

このように大式が一方で尊王斥霸を説きながら、他方で放伐是認論を説いた点について、鳥巣道明氏は「大式先生は、加賀美桜塙に業を受け、桜塙を通じて闇斎先生の学統に触れ、後江戸に出てからも、両者の交誼は永く続いたが、（桜塙は三宅尚斎に学ぶと共に、山崎先生の神道門人梨木祐之の流れを汲んでいた。尚斎が崎門の三傑とたたへられつゝも、遂に師説の蘊奥を理解することができず、谷秦山先生によつて完膚なきまでに反駁せられたのは「秦山手簡」に明らかであるが、桜塙は尚斎を学んで尚斎を越え、その著「神学指要」によつても知らるゝ如く、国体神道に徹した人であつた。）又太宰春台の高足五味釜川の指導下に入つて、護園の学を学び、益友を以つて称せられた。しかし、五味釜川は、安民を以て其の学、即ち「先王の道」の眼目となし、「革命者」であつたところの古聖人の道を、我が江戸時代に再制作せんとしたかの徂徠の流れを汲むもの、その主張に日本人としての眞の自觉が見られなかつたのは周知の事実である」と述べている（日本学叢書『柳子新論』）。つまり大式は、闇斎の学統を汲みながら湯武放伐を是認する点で闇斎学の邪道に陥つてゐるのであり、ここに闇斎学の正統に連なる竹内式部との決定的な隔たりが存するのである。この両者の違いについて、徳富蘇峰は、「竹内式部は、日本書紀神代巻を、其の名分

論の出発所としているが、山縣大式は寧ろこれを儒教の大本から、割り出して來ている様だ。然も彼等が現代の將軍政治に不平にして、且つ不満であつたこと、而して之を斥けて、天皇の親政になさんとする精神に至りては、期せずしてその結論を一にしている（『近世日本国民史』）といみじくも述べている。

式部の死後

式部の死後、その勤王運動は、彼の同志や門下を通じて後世に受け継がれた。なかでも特筆すべきなのは、高山彦九郎の勤王運動を、式部の同志門下を始めとする崎門のネットワークが支えたことである。高山彦九郎は延享四（一七四七）年、上野国新田郡細谷村（現在の群馬県太田市細谷村）の出身である。十三歳の時に『太平記』を読んで発奮し、勤皇の志を抱いた。もともと上州伊勢崎藩主の酒井家は、藩校好古堂に崎門三傑の一人である佐藤直方とその門人三輪執斎を招聘している。たることもあり、上州の学風は崎門の影響を強く受け、彦九郎が師事した村士玉水も、佐藤直方を師とした稻葉迂斎の門人であつた。後に京に出た彦九郎は、高辻胤長卿の知遇を得、光格天皇の思召しに従い、学習院建設運動に邁進することになるが、その時、彼を助けたのが、伏原宣條や岩倉具選といった式部の門人や関係者であつた。そして、この学習院創建こそ、式部がかつて君臣の無学不徳を歎き、天子以下朝臣一統が学問に励み、道徳を培養



高山彦九郎

する必要を説いたことに発し、式部の悲願であつた王政復古を実現することを目的にしていたのである。上述した伏原宣條が、桃園天皇の侍読として『大学章句』や『孟子集註』を進講したことは先に述べたが、岩倉具選は、明治維新の功労者である岩倉具視の曾祖父であり、彦九郎が京に滞在する毎に邸宅に宿泊させた。寛政三年、彼が伏原宣條、中山愛親卿の密旨を帯びて九州に下向した際には、「たゞぢとてなべての旅のていならし、旅より旅に出づる旅人」との歌を詠んでその行を壯にしている。さらに具視の祖先である岩倉恒具、尚具は、共に式部門下で宝暦事件に連座し、生涯を終えている。これらのことは、具視も父の具集からしばしば聞かされていたようであり、『岩倉公実記』には、「前宰相中將具集燕居シ具視ノ侍座スル毎ニ皇朝ノ歴史ヲ談話シ事跡ノ鎌倉幕府ニ渉ルトキハ長太息して袖ヲ濕スコト数々ナリキ。或ル日具集詳カニ宝暦年間ノ事ヲ説テ曰ク」（句点筆者）云々とあり、式部以来の王政復古の悲願が具視にも受け継がれていたことを伺わせる。

ところで、彦九郎が自決した久留米は、崎門学と縁の深い土地である。寛永六年、久留米の藩主有馬家に登用された儒者の合原窓南は、浅見絅斎の門人であり、名門岸正知、稻次正思、不破守直、杉山正義、宮原南陸、広津藍溪等の久留米藩士を薦陶した。なかでも不破守直は更に若林強斎門下の西依成斎及び松岡仲良門下の谷川士清に就いて教を受け、不破の門下には藩家老の有馬主膳や尾閥権平、不破州郎等がいた。さらに窓南の退隠地、馬場村の隣村津江の出である高山畏斎は、宝暦年間、三宅尚斎の高足である留守希斎の門に遊んだ。そして、寛政三（一七九一）年、彦九郎が筑後に下るに際して、彼を久留米の崎門派に紹介したのが唐崎士愛であつた。唐崎士愛（赤斎）、通称常陸介は、安藝原磯宮八幡の社家の出である。士清の門に学び、後年松岡仲良にも師事した。士愛の士は、士清に因んだともいわれる。「士愛の曾祖父定信は延宝の昔山崎垂加に学び、祖父清継は元禄年間高田未白に学を受け、父士濯も梨木桂斎に享保中に受業し、又士愛の叔父彦明も三宅尚斎に就き、従兄喬冬も松岡仲良に学んでおり、かくの如く、父祖代々垂加神道の流れを汲んだといふ次第である。剩へ、士愛の父信道も実は後には亦士清に神道を受け学友ともなつてをるといふ深い因縁があることを知らねばならぬ。」（加藤竹男『国学者谷川士清の研究』湯川弘文社）とあるよう

愛であるが、彼は土清を通じて尚賢とも親交があり、その庇護下にある式部とも交流して師父と仰いでいた。士愛と式部の交流は、士愛の日記の一節に「師長音問」の一条があり、「吉田様・飛鳥井様・谷川翁（淡齋）・留守希齋・松岡下総（仲良）・西依儀平（成齋）・蛻巖（梁田）と列記のうちに厳然竹内式部の一行があり、その右側に「四匁計」左側に「もめん一たん」と細書されている。尚この紙の裏面に・・・先生の一家に贈るべき品々が詳記され、十分に敬意を表しておられた。」（藤田福太郎『竹内式部先生』新潟市教育委員会）ことにも伺える。これに関し、さらに注目すべきなのは、『宝暦中崎門姓名』なる帳冊子の存在であり、これは宝暦十一（一七六一）年四月に、学祖山崎闇齋の墓所修繕の事があつた際に出資した門人の寄付者を記した名簿であるが、全国二百五十人ばかりの連名のなかに、「京都久米新次郎順利（訂齋）、浪華留守退藏友信（希齋）、勢州竹内羞齋敬持、同門人若干、藝州柄崎淡路守信徳（唐崎士愛）、同門人若干、勢州谷川淡齋士清、同蓬萊雅樂尚賢、同石井二五兵衛正道、同河北重藏景楨、京都西依丹右衛門時保、西依儀平等の名が見出される。」（『国学者谷川士清の研究』、括弧内筆者）ことである。このことからも、式部と土清、尚賢、士愛の交流が伺わると共に、式部が望楠学派の正統に属していたことが明らかとなるのである。さても士愛は、すでに寛政一（一七九〇）

主膳の茶室であり、久留米崎門派が多
りしたことから「九州望楠軒」とも称
「即似庵」を訪れている。なお、唐崎
米藩士との交遊は、伊勢の谷川土清を通
既に天明年間から十数年間の文通によ
意されていたという説もある。(三上
山彦九郎) 士愛は、かつて京にあつた
聖護院法親王の邸において彦九郎と会
やたちまち意氣投合し、共に勤皇の事
たが、寛政五(一七九三)年六月、彦
久留米で自決するすると、その四年後
の寛政八年十一月、後を追うように郷
里の竹原町で自刃している。(以上の
久留米崎門派に関する記述は、坪内
隆彦氏の著書(『G H Qが恐れた崎門
学』)やブログ「国を磨き、西洋近代
を超える」の記事を参照した)

參 記念百年誕四年生先生齋間崎山

平成31年2月22日(金)

集合時間：15時
集合場所：浄土宗大本山くろ谷 金戒光明寺 三重塔前
(京都市左京区黒谷町121)



検討されているそうです。

そこで、弊会では当日、下御靈神社を参拝した後、有志で黒谷の金戒光明寺にある闇斎先生の墓所をお参りし、先生の御遺徳顕彰の集いを催したく存じ上げます。多くの御参集をお待ち申し上げております。



「王命に依つて催される事」

—尾張藩の尊皇思想 中

(顧問) 坪内隆彦

孝経尊重の精神—君山学派の真髓

いる。

尾張藩初代藩主・徳川義直(敬公)は、亡くなる直前の慶安三(一六五〇)年五月に『初学文宗』を撰した。そこで強調されたのが、「孝を以て人倫の第一義」とすることであった。

孝を重視した敬公の姿勢を受け、独自の学問樹立を目指したのが松平君山(一六九七~一七八三年)である。『徳川義直公と尾張学』は、「君山から初まつて連綿と孝経第一尊重の意を伝へてきたところ、学会の美事であるが、また尾張教学の面目を語るものといへよう」と記している。

君山の学問は、岡田新川らの門人を経て

脈々と継承され、幕末の徳川慶勝の活躍を支える勤皇志士たちが輩出した。「尾張学概説」を著した鬼頭素朗は、「君山の此精神は後世永く裨益して維新の原動力となり、此学派より、日比野秋江・田宮如雲・国枝松宇・阿部伯孝・丹羽花南・田中不二麿・長谷川敬・千賀のぶたか・信立等の志士を多く出して居る」と書いている。

君山は、元禄十(一六九七)年、尾張藩家臣・千村作左衛門秀信の子として生まれた。母は、初代藩主の敬公の師・堀杏庵の孫である。君山は、幼い頃から母の薰陶を受けて育ち、十七歳頃から盛んに漢詩を作り始めて成した。



松平君山

君山は常に門弟に、「我是日本人なり。曾て聖教を学び文字に通曉するは我国の為にこれを以し、他邦の為に之を為さず」と教へて居る。君山の國家観が窺はれるのみでなく、彼の精神が那邊にあつたかが想像される。元

來君山は儒学を採用せるものゝ、わが国の神皇の道の羽翼たらしめる為であつた。たゞの漢学ではなく、わが国の史実、法制、典故に即した学だつたことは明白である。これ等の学派の人々の著述もその通りであつた。即ち漢文漢籍を主としたがそれは手段であつて、その目的はわが国家の学であつたことが明白である。

君山の門下からは、岡田新川をはじめ、優れた学者が出た。その新川の門を叩いたのが、後述する河村秀根の二男・河村益根である。そして、君山門下を特徴づけるものこそ、孝経尊重の精神だったのである。

君山は博覧強記と呼ばれるにふさわしく、様々な学問に通じていたが、医薬の分野でも功績を残している。彼が安永五(一七七六)年に著したのが『本草正鵠』である。同書は、その後尾張藩で発展した本草学のさきがけを

成した。

章、今文は十八章から構成され、各章末尾に詩経・書経の文句が引かれている。朱子は各章末尾の詩経・書経からの引用を後世の追加と見て、削っている。

君山はこの孝経を教える基本とした。『徳

川義直公と尾張学』には、「常に孝経を以て治家の本となし、弟子に授けるにはまづ孝経を以てしたといふことであり、孝経直解の著もある」と書いている。一方、鬼頭もまた次のように記している。

「彼(益根)の漢学の師岡田新川にしても亦その師松平君山にしても、孝経に意を注ぎ、而も実行に移して、何々学派と判然と区別することは出来ないにしても明治維新の原動力となり、殆んどこの思想の影響によつて、我が尾張に於ては勤皇の志士を多く輩出して居るのは豈に偶然ならんや」

君山門下の岡田新川・恩田蕙樓・磯谷滄洲

君山の門下のうち、岡田新川は「詩」で、恩田蕙樓は「学」で、磯谷滄洲は「文」で知られた。

新川が作つた詩は、二万余首に上る。彼は、元文二(一七三七)年に生まれ、幼い頃から君山に師事した。天明年間(一七八一~一七八九年)に、藩校明倫堂の教授に就任、また同時期、藩の歴史編纂所・継述館の総裁にも就いた。寛政四(一七九二)年には、明倫堂の督学に就任している。その後、自ら督学の職を辞し、明倫堂教授の立場で教え続け

た。寛政十一年三月に死去している。

新川は、君山と同様に孝経を第一として弟子を指導した。彼が、孝経を自ら刊行したきつかけは、唐代の功臣・魏徵（くわい ちゆう）らが編纂した古代政治文献撰集『群書治要（ぐんしょ ちよう）』の刊行だった。

記考』など多数の著作を残した。そして、「文」で知られた滄洲は、元文二（一七三七）年生まれ。君山に師事し、明和元（一七六四）年、朝鮮使節の南秋月と詩を唱和し、藩主宗睦に賞されて留書頭に任せられた。著作に『尾張国志』などがある。



岡田新川墓

しまつたが、わが国にのみ残つていた。元和二（一六一六）三月、徳川家宣は『洋書台

そして天明七（一七八七）年、尾張藩九代藩主・宗睦が家康の遺志をつぎ、幕府から借り受けて、細井平洲に統督させて開板したのである。鬼頭素朗は、これを「尾張学芸史上不朽の業績」と評価している。この書の存在は、清国にも知られて、四庫未収書目にも採録された。新川は、寛政六（一七九四）年、『群書治要』から『鄭註孝經』を取り出して、別に刊行したのである。

幕末の志士への影響

岡田新川門下として注目されるのが、河村秀根である。彼の父・河村秀根は、前回紹介した天野信景門下で、十一歳にして七代藩主・宗春の嫡子国丸の小姓として召し出され、江戸に勤務した。三年後、国丸の早世により、宗春の表側小姓となつた。

秀根である。彼の父・河村秀根は、前回紹介した天野信景門下で、十一歳にして七代藩主・宗春の嫡子国丸の小姓として召し出され、江戸に勤務した。三年後、国丸の早世により、宗春の表側小姓となつた。

一方、「学」で知られた、君山門下の恩田蕙楼は、新川の弟であり、寛保三（一七四三）年三月に生まれている。藩主近侍などを経て、享和二（一八〇二）年、継述館総裁兼明倫堂教授に就任している。蕙楼は、『尾張略志』、『史

学問を組織した。

益根は、この父の学風を継ぎ、その遺業として『書記集解』を完成させている。また寛政六（一七九四）年には、光格天皇まで百二十代の天皇について、諱や諡、院号その他の尊号や、系譜や改元、没年、山陵などに

いる。彼は、赤穂義士を欽慕し、その遺聞を収集し、『義人録補止』一巻を著した。彼は、如雲らと尊攘運動で連携するとともに、丹羽花南や田中夢山らの勤皇志士を育てた。次回は、慶勝を支えた田宮如雲らの活躍について述べる。

活動報告

平成三十年九月一日、『崎門学報』第十三号発行。第十八回『保健大記』を読む会を開催しました。

事業は完成した。ただ、刷り上つた書物は紀州家に保存されていたが、広く流布されることはなく、八代将軍吉宗がその一部を幕府へ収めた。

そして天明七（一七八七）年、尾張藩九代藩主・宗睦が家康の遺志をつぎ、幕府から借り受けて、細井平洲に統督させて開板したのである。鬼頭素朗は、これを「尾張学芸史上

不朽の業績」と評価している。この書の存在は、清国にも知られて、四庫未収書目にも採録された。新川は、寛政六（一七九四）年、『群書治要』から『鄭註孝經』を取り出して、別に刊行したのである。

した天野信景門下で、十一歳にして七代藩主、宗春の嫡子国丸の小姓として召し出され、江戸に勤務した。三年後、国丸の早世により、秀根は当初、ト部神道を学んだが、やがて宗春の表側小姓となつた。

街は水戸の弘道館で会沢正志斎・藤田東洋らに師事した内藤恥叟によつて見出されて有名になつた。

一方、新川門下から出た人物として重視すべきは奥田鶯谷である。鶯谷は、宝暦十二年（一七六〇）年五月に美濃不破郡笠毛村で生まれた。文化元年（一八〇四）年に明倫堂教授に就き、その後右筆組頭を務めた。そして、鶯谷に学んだのが、幕末の徳川慶勝の活躍を支える田宮如雲である。

『詠言』を読む会を開催（放東閣）の後、「前半」、染井靈園を巡り日本思想を考えるツアーワークを開催しました。詳細は大アジア研究会の機関紙『大亞細亞』第七号にて。

平成三十年十月二十八日、日本学協会主催の東京崎門祭に参列し松本丘先生のご講演を拝聴しました。

平成三十年十一月四日、第二十回『保健大記』を読む会を開催しました。

平成三十年十一月十八日、茨城県大洗市に

平成三十年十月二十八日、日本学協会主催の東京嶋門祭に参列し松本丘先生のご講演を拝聴しました。

平成三十年十一月四日、第二十回『保健大記』を読む会を開催しました。

そして、如雲の同門として活躍したのが、国枝松宇である。松宇は、寛政八年（一七九六）年四月に生れた。少年時代の文化五（一八〇八）年には、「母に孝である」ことを賞され、銭三貫文を官から与えられた

赴き、磯前神社を参拝した後、幕末と明治の記念館（旧常陽記念館）で開催中の明治維新百五十年記念展覧会「水戸と明治維新的先人たち」を参観する等しました。詳細は大アジア研究会の機関紙『大亞細亞』第七号にて。

ここで一端外に目を向けてみたい。今回紹介するのは、テツオ・ナジタ著『明治維新の遺産』である。昭和五十四年に中公新書の一冊として翻訳され、後に講談社学術文庫でも再刊されてゐる。

著者は一九三六年、日本でいへば昭和十一年にハワイで生まれた日系一世である。五六年にハーバード大学大学院で学位取得後、定年までシカゴ大学歴史学の教授を務めた。所謂米国シカゴ学派の泰斗であり、この派における日本学研究の開拓者の一人である。

本書の原題は、"Japan" である。坂野潤治による「訳者あとがき」によれば、著者は本書の前年に『原敬 政治技術の巨匠』を刊行。「明治末期から大正初期にかけての政党政治の擡頭期における、政友会の指導者原敬の現実主義的政治指導の意義」を描き、早くから戦前期の政治史のメカニズムを、内在的に踏み込んだ研究を手掛けてゐる。さうした「現実主義と理想主義の対立の源流」をさらには、徳川時代にまで遡つたのが、本書である。

原著は一九七四年に上梓されてゐるが、我が国で昭和四十九年といへば、「明治百年」の年から六年を経た時期にあたる。巻末の注においても、丸山眞男、尾藤正英、遠山茂樹といつた同時代の史家の業績が援用されてゐ

る。そのことからも、本書が当時における日本思想史学の最前線の研究を踏まへて成されたものであることが、随所からも伺べる。

日本語版上梓にあたつて、著者は予想外の難題に直面してゐる。それは意外にも、「維新」といふ翻訳語の困難さである。一般に「restoration」と訳されてゐるこの言葉について、日本語版序文の中でも、「たしかに restoration には『更新 (renewal)』や『復

本稿では、ひとまづ崎門が
の道義的な位置づけを保証
に至るまでの体制、および
も手広く押さへた本書の概
第一章の「近代日本の
における日本の国家体制を
的合理主義」とともに、と
範の優先性を承認しない
的に掲げられてゐる。

字派による明治維新留し、近代から現代へと反体制側の動向を辿りたい。

における最初の百年戦争』として描いたべスト・セラー（いふまでもなく林房雄の『大東亜戦争肯定論』）、さらには『文化防衛論』における三島由紀夫の警告を挙げてゐる。米国在住の研究者である著者が、日本のアカデミズムを主体とした思想史研究のみならず、かうした文壇・論壇における保守思想家たちの言説まで目配りをしてゐることに、今更ながら驚かされる。

本稿では、ひとまづ崎門が道義的位置づけを保留在するまでの体制、およびも手広く押さへた本書の範的に掲げられてゐる。

官僚主義とは何か。ひいては富国強兵策を推進したイデオロギーである。その國としての日本の出現の上で「近代以前の日本の」られていた」とされてゐる。ばれたエリートたちによる政治的發展の要め」と確信された「官僚的運営の優位」だが、も「輝かしいもの」として「一八六八年の明治維新の産」といふことになる。この代化」といふことになるが、官僚主義は、明治から大正、ならず、敗戦後の日本においてなつてきている」こと、その一例として、終戦後宗教的信条、共同体的諸問題の歴史小説」や「太平洋戦争」の歴史的枠組のなかで記述

における最初の百年戦争』として描いたべスト・セラー（いふまでもなく林房雄の『大東亜戦争肯定論』）、さらには『文化防衛論』における三島由紀夫の警告を挙げてゐる。米国在住の研究者である著者が、日本のアカデミズムを主体とした思想史研究のみならず、かうした文壇・論壇における保守思想家たちの言説まで目配りをしてゐることに、今更ながら驚かされる。

日本の歴史における転換点として、ナジタ氏は六四五年の大化革新をはじめ、一一八五年の鎌倉幕府成立、一六〇〇年の徳川幕府の発足、そして一八六八年の明治維新、そして一九四五年の敗戦と戦後経済復興の五つの時期を挙げてゐる。中でも「近代国家としての日本」を考察するにあたり、「一六〇〇年の転換点」から検討を始めてゐるのは興味深い。すなはち「自らの社会を組織立つた官僚制社会と見なし、官僚経営の理論とその倫理的意義を論じるための政治的語法を発達させるようになつた」のが、この徳川時代からだといふのである。これは現在の国内の思想史研究において決して目新しい視点ではないかもしないが、同時代の海外における日本研究には見られない、意欲的な目論見すら感じさせる。近代日本史を「高度な合理性の単線的な発展ではなく、反対に論争と知的緊張に充ちた過程であった」と捉へる本書の主張も、充分に歴史小説を紐解くやうな好奇心を駆り立てるものがある。

第二章「徳川官僚制の遺産」では、「政治組織や政治思想の面での近代日本の土台」を、「徳川官僚制秩序」の中に見出さうとしてゐる。

徳川官僚体制は天下統一後も、戦国時代さながらの「地方分権的、もしくは反中央集権的な統治形態」をとつてゐる。それは、「中華帝国の見事に均整のとれた支配方式や、西欧諸国の絶対王政」とも大きく異なる構造である。

さうした中、徳川期の思想史の中で重要なのは、これまで「一握りの仏教学者だけが知つてゐた」基督教思想が、急に新しい理論的活力と受容性をもつにいたつた」ことである。日本における基督教倫理は、近代国家成立以降も日本人の生活意識に少なからぬ影響を及ぼしてゐるが、実は中世までは、治世者や僧侶といつた、ごく一部に普及したものに過ぎなかつた。ところが近世以降、武士階級から庶民に至るまで浸透した基督教倫理の発展は、「過去の理解に合理性を付与し、政治経済学についての実用主義的な観念を植えつけ、時代が進むにつれて日本の独自性についての強烈な自覚を与えるものになつていつた」と概観される。かなり抽象的な物言ひではあるが、これは近世における日本思想が、明治維新の理念へと結実していく過程を振り返る上でも、を得たものといへる。

日本儒学の代表的人物として本書で掲げられてゐるのは、京都の堀川学派の伊藤仁斎、朱子学を「正統理論」としたにも関わらず、同時に「江戸の数百の私塾がさまざまな思想を教えるのを許容した」ためにほかならない。中でも「幕藩体制の堅固な支持者たちは山崎闇斎から強い影響を受け」、「そのなかのもつともきわだつた人物」として挙げられるのが、浅見絅斎、佐藤直方の二名である。さらに「もう一つの理論的立場」として荻生徂徠や山鹿素行の他、伊藤仁斎らの古学派が挙げられてゐる。

闇斎の思想について著者は、「政治的社會的組織には規範的な基盤もしくは固定的な基盤が必要」といふ主張とともに、「人間性の力動性についての信念」といつた二つの重要な側面を認めてゐる。前者に関しては朱子学の論理から導き出されたもので、その点は官学の林学派と同じ立場だが、闇斎は「理氣二元論」から、「政治の倫理的本性は、歴史過程の外部にある、恣意的でない固定した諸規範に照してのみ理解しうるのであり、この諸規範こそが規則、儀式、制度などを樹立する」と主張する。

一方、闇斎は「公的な分野において自己の信念を実現し、現実の歴史を至善の諸規範に近づけようとするところの、人間の個性に内在する定義しがたい潜在能力」について強調する。つまり闇斎思想の規範主義的な倫理観とともに理想主義的な側面を見出してゐる。さらに闇斎学には、「人間に内在する神のような力」といふ実践的な理論がある。「人間は、自然の心と同じく、自らをなにか非凡なものに変えることができ」るといふ発想である。その辺りに闇斎の、同時代の封建道徳に留まらない宗教的な倫理意識が認められるが、さうした「伝統のもともわかりやすい表象」として連綿たる歴史のなかに存続するのが、現人神としての天皇にほかならない。「十九世紀中葉の志士たちが、制度や既存の法令を、規範に對立する操作可能な『物』であると見なすことが可能になつたのは、天皇制を形而上の規範の最高の歴史的根拠と見るこの見解によつてであつた。志士たちは幕藩体制の明白な擁護者としての闇斎ではなく、忠誠の規範的象徴としての天皇制に心理的に同一化した闇斎を記憶してゐたのである。」闇斎の「政治的倫理的規範」は、幕府の複雑な法制度に「明白な支援を与える」一方、「自己変革的な実践を強調する一面」をもつ。さうした「無為性によつて、諸個人の実践的な自己発展の不变の規範を象徴するものとして把えられた」天皇といふ存在は、今度は前者とは全く逆に、志士たちによつて、幕府以上に規範の対象と見做されることになる。

「第三章 徳川末期の『維新主義』」では、明治維新を頂点とする五十年間の様々な事件を引き起こした「維新主義」の諸相に迫る。中でも後期水戸学は、「幕藩体制の政治的・

理観とともに理想主義的な側面を見出してゐる。さらに、

さうした「封建秩序を正当化する」考へでは隣接してゐる。

に過ぎなかつた。ただ両者は当時の時点において、「封建秩序を正当化する」考へでは隣接してゐる。

祖徳思想の「実用主義的性格」と、闇斎朱子学の形而上の理性的な倫理は「制度至上主義的見解」として「理論的な折衷主義」を生み出す。かうした「折衷学」は、寛政異学の禁を発した老中首座・松平定信の「正統イデオロギーとしても確立されるが、それとは対極的に「幕府は規範に忠実ではない」とする批判イデオロギーにもつくり変へられる。

このやうな「体制打破的思想の混入」は、祖徳学の実用主義を経て、闇斎の「皇國の正義」を受け継いだ山県大式の思想にも明確に表れ始める。つまり「天皇象徴が倫理的な意味での規範的实体として着実に承認されいくのに反比例して、現存の官僚制度を機能的な絶対、それゆえに「相対的」なものとして見なす傾向が発達してきた」といふのである。

徳川日本の「行動倫理」と「実践倫理」は、官僚制イデオロギーとともに、「理想主義的伝統」によつて支へられ、この二つの命題が、「維新主義」(「レストレーンヨニズム」と呼ばれる思想行動様式へと発展していくことになる。

イデオロギー的秩序の『内』から、幕府に対する実用主義的観点からの批判を公然と唱え、究極的には天皇制的制度への忠誠によって自己を正当化する思想運動として特筆される。水戸学は「徳川の官僚主義的イデオロギーの正統のなかから発達してきた」点において、山崎闇斎の二元論の思想とも相通じるものがある。つまり「一方には純粹に文化的な理想としての天皇制に対する強い同一化」があり、他方においては「朱子学的な意味での『名』と同じように規範的で、事物を説明し正統性を付与する形而上の実在性をもつ一般的理論の枠組」があるといふのだ。

さらに「行動倫理としての理想主義」として、中江藤樹や大塩平八郎らの陽明学、本居宣長、平田篤胤らの国学が採り上げられる。

藤樹と同様に、陽明学の「理想主義的二元論」から出発した大塩の「救民」のスローガンは、次第に修正され、「攘夷」運動へと結実していく。また、宣長の「実践主義的な原則」を帶びた国学思想は、は篤胤の登場によつて「現状に対する行動を怒りを込めて呼びかける学」へと発展することになる。「天皇制は古代の美的象徴や宗教的具現であるにとどまらず、『復古』されるべき「純精神的な樂園」を理想させるに至る。

ここでは大塩と篤胤といった全く別系統の思想から、「官僚的な規律で自らを見事に管理してきた体制」の内部を経て、「秩序破壊的行動を、正当化するための理論」が生まれ

たことが概括される。大塩や平田の門人たちの「救民」概念は、やがて「尊王」と同等の規範的地位をもつ「攘夷」といふ倫理的課題にまで高められることになる。

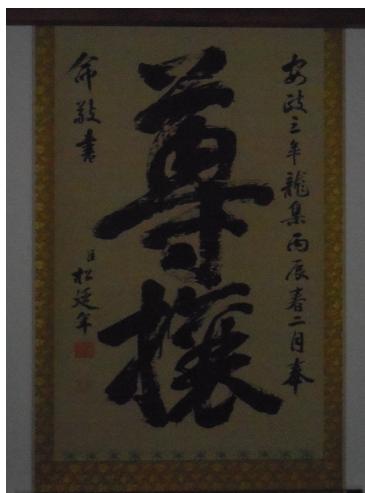
「この二つが結びついた『尊王攘夷』にいたつては、幕府に代表される政治的現状の否定ならば、制度的変化を求める言論活動であろうとも、暴力的行動であろうとも、すべて正当化した」。

注目すべきは、かうした反幕思想が、そもそも朱子学といふ体制側の官学から出発し、その哲学を突きつめて発展していくものであるといふことだ。とりわけ、本来將軍家を補佐する立場にあつた御三家から出た水戸藩が、尊王攘夷運動の先駆けになつたといふ逆説は、興味をそそる。中でも徳川斉昭による藩政改革は、幕末には尊王派の後継者を推し、公武合体政策を主唱するやうになり、幕政改革にも多大な影響を及ぼすようになつた。それは本書の「官僚主義的合理主義」と「維新主義」の相剋のテーマを、統合する出来事といつてよい。

さらに幕末の志士と呼ばれる「尊王派浪人たち」が、嘗ての「哀しみのうちに文学や宗教へと引退した中世の浪人」と異なり、「教養のある急進主義者」となつた事実を捉へてゐる点も見逃せない。中でも吉田松陰は、幕府を告発した山県大弐、「抗議行動の限界を代表する大塩平八郎の理想主義を受け継ぎ、この時期の活動家に対してもっとも大きな

影響を与えた人物」とされる。まだ二十代半ばから三十代初めにかけての若き尊王派志士たちは、「幕府が從来の権力配分にもとづいて制度を修正することをいちじるしく困難にさせ」た。ところが、幕藩体制を維持するため、開国を断行した大老・井伊直弼は、安政の大獄を強行。松陰や橋本左内、梅田雲浜とともに、暴力的行動であろうとも、すべて正当化した。

注目すべきは、かうした反幕思想が、そもそも朱子学といふ体制側の官学から出発し、その哲学を突きつめて発展していくものであるといふことだ。とりわけ、本来將軍家を補佐する立場にあつた御三家から出た水戸藩が、尊王攘夷運動の先駆けになつたといふ逆説は、興味をそそる。中でも徳川斉昭による藩政改革は、幕末には尊王派の後継者を推し、公武合体政策を主唱するやうになり、幕政改革にも多大な影響を及ぼすようになつた。それは本書の「官僚主義的合理主義」と「維新主義」の相剋のテーマを、統合する出来事といつてよい。



た「功利主義的官僚的思想と理想主義的活動」の亀裂は、幕府崩壊後の維新政権にも引き継がれてゐる。

「第四章 明治の模索」では、「官僚的手段によって、強力で豊かで自立的な国家日本を創出」しようとした大久保利通をはじめ、木戸孝允、伊藤博文や山県有朋といった薩長藩閥の指導者たちとともに、「感覺的、理想主義行動的立場から『官僚主義的』方法に抵抗した」西郷隆盛、江藤新平、前原一誠らが登場する。

これまで倒幕から王政復古まで一致団結してゐた彼らだが、やがて歐米列強に立ち向かふため、国民皆兵論が優位となつていく。そして「武士階級の解体」が現実化すると、明治政府の指導体制内で深刻な対立を導き出す結果となつた。両者の対立について著者は、可能な限り公平に評価しようとするが、明治維新の指導的憂國者としてこの思潮を代表していたのは、暗殺された大久保ではなく、江藤や前原であり、わけても西郷がその第一人者であったと見てゐる。さらにはその西郷について、「謀反人としてではなく、大塩平八郎や吉田松陰の場合と同様に、維新思想における反逆的忠誠の象徴として、人びとの記憶のなかに生きつづけた」点に着目する。

その後、民権運動を経て、伊藤博文らによつて立憲政体が確立していくと、新しい政治思想が理論づけられるやうになつた。福澤諭吉によつて「維新主義」といふ幕府を倒すイデオロギーへと独自に発展していくと、その西郷について、「謀反人としてではなく、大塩平八郎や吉田松陰の場合と同様に、維新思想における反逆的忠誠の象徴として、人びとの記憶のなかに生きつづけた」点に着目する。

吉や西周らの「実利主義的自由主義」をはじめ、植木枝盛や中江兆民らが唱へた自然権思想、さらには加藤弘之や西村茂樹らの「理想主義的な社会進化論」といつた三種の政治思想である。

これらの思想家たちの理論を教科書的に網羅した後、著者が「明治時代が二十世紀に遺したもの」として重視してゐるのが、「壮大な論争」という遺産」である。

「第五章 二十世紀初期の政治的変化と抵抗」において本書では、「明治維新が封建的秩序を解体し、教育、産業、政治のさまざま分野での相競うエネルギーを全国的に解き放つたのに反し、二十世紀の維新主義はなんらの制度的な前進も生むことなく、国内や満州における超国家主義者や軍人の残虐な行為を引きおこし、未曾有の社会的悲惨をもたらした」と概観してゐる。むろん日系二世といへ米国籍に属する著者が、昭和戦前期の日本をそのまま肯定するはずがない。むしろかうした歴史認識自体は、現在の国内の思想史研究でもしばしば見受けられるものであり、本書上梓から四十年を経たアカデミズムの現状が浮き彫りになつてくる。

ともあれ本章では、藩閥政治から政党政治への転換を図つた原敬をはじめ、「立憲主義についての比較法的認識と歴史的認識とを見事に結合」させた美濃部達吉の憲法理論が、普選運動に結びつくまでの経緯を辿つてゐる。一方、さうした政党政治が「官僚、軍部、

知識人たちに混乱と苦渋を与えた」点も認められる。大正から昭和にかけての国民主義から自由主義、社会主義の各思想家たちを概括した上で、著者が「二十世紀の維新主義」として採り上げてゐるのが、「『皇道派』グループと密接な関係にあつた青年将校と民間の国家主義者」に他ならない。

昭和維新について著者は、「明治維新の主導命題のいくつかを想起させる」と考へてゐる。幕末の尊王志士にせよ、昭和の青年将校にせよ、それぞれ当時の権力体制によつて鎮圧されるが、これらの「反逆的実践主義」は「日本の政治に消すことのできない刻印を残した」といふ。

大東亜戦争によつて「急進的な昭和維新の突出の信用」は確かに消滅したが、「倫理的、美的心想への忠誠、他者への奉仕、個人の範囲を超えた努力、等々は日本文化の中心的価値として生き残つた」といふ。それらの本書の認識は、まだ高度成長の余韻があつた昭和五十年代であれば、充分当てはまる事象であつたかもしれない。さうした中、自らを大塙平八郎になぞらへ、「伝統的急進主義の復活を情熱的に訴えた」のが、三島由紀夫の「己犠牲的な自殺」である。

近代日本史を「大久保に典型的に見られる官僚合理主義的価値観と西郷に代表される理想主義的価値観の両極端の相互作用」に見る本書の視点は、江戸の幕藩体制から維新後の明治国家体制を経て、戦後の日本国憲法下の

体制へと断絶しながらも引き継がれていつた、我が国における「官僚的合理主義」とともに、それに対抗した「維新主義」との葛藤を窺ふ上でも充分再読に値する。

結末では、「これらの両極端の思想を想像力に充ちた動的な方法でたえず改造し、過去のいくつかの陥穀を避けていくことが、日本の今後の課題」と提起されてゐる。本書から四十年もの歳月を経た現在、「失われた二十年」は、まだまだ回復途上にあるといへる。

そんな中、今日の日本において、従来の歴史に存在した体制を保持する「官僚的合理主義」も、それに対抗する「維新主義」の動きも、際立つた葛藤を見せることがなく、良くも悪くも中和化された感が否めない。

ともあれ、近世から近代に移り、現代に至るまでの日本の思想的歩みを、体制側・反体制側の双方の動きを視野に收めつつ、公平に辿つた本書の視点は、今日読み返してみても、決して色褪せてはゐない。本来、徳川幕藩体制を維持するために戦勝された朱子学が、やがて水戸学をはじめ、崎門学、国学といった復古主義的な急進思想を生み出し、思ひがけない形で維新変革の動きへと結実化していく。近世から近代にかけての日本の歴史。それらの過程を数百年の史観で振り返る本書は、海外からの目線とはいへ、明治百五十年の節目の今日、改めて目を開かれる面が少ない。

天皇親政論

小野耕資

象徴天皇?

「象徴天皇」なる奇妙な語がいわゆる「日本国憲法」に盛り込まれて以降、日本人の天皇觀はおかしくなつてしまつた。天皇は独裁せず、臣下に実權をゆだね、権力よりも權威の存在であること。それが日本本来の姿であると説かれたのである。このことにより、天皇親政の大理想は忘れ去られ、幕府政治や摂関政治への批判意識が捨てられたのである。この傾向は「象徴天皇」で決定的となつたが、既に明治維新以降の「英國王室風への憧れ」の中で徐々に始まつていた。福沢諭吉の『帝室論』に始まつて、津田左右吉や坂本多加雄なども「君臨すればども統治せず」的な皇室論を展開している。男女平等で、(臣下であるはずの)皇后は天皇と対等とされ、宮中では和装は禁止でタキシードでなければならず、国民に向かつて手を振られる愛くるしい皇室でなければならない。余談ながら王室が国民に向かつて手を振る慣習は、英國国民にあまりに人気がなく、王室廢絶論まで噴出したので、廢絶派を抑え込むために王室のマスコット化を進めたため登場した風習と言われている。このような風習をそのまま習つてしまつた日本人の皇室觀のゆがみは深刻であ

る。

もちろん天皇への独裁権力の付与などは論外である。だが天皇親政論を天皇独裁論と同一視するは軽率ではないだろうか。天皇親政論を天皇独裁論とはき違える議論は世にあふれているが、それは親政派の議論をきちんと参照していない不誠実な議論ではないだろうか。

國體派の天皇觀

例えば天皇主権説論者である穗積八束は「大権政治は大権專制の政治には非ず。專制ならんには、之を憲法の下に行うことを許さざるなり。君主の大権を以て独り専らに立法行政司法を行うことあらば、即ち專制なり。同一君主の権を以てするも、立法するには議会の協賛を要し、行政するには國務大臣の輔弼に依り、司法は裁判所をして行わしむることあらば、分権の主義は則ち全たし。権力の分立は、意思の分立を意味す。國家意思の絶対の分立は、國家の分裂なり。唯主幹たる意思の全体全體を貫くあり、而して之に副えて、其の或種の行動には、更に或種の機關意思之に加味せらるることあらば、統一を損することなくして專制を防ぐに足らん。之を立憲の本旨とす。大権政治とは大権を以て此の主幹たる意思とする者の謂なり。」(『憲政大意』244頁)即ち穗積は國家意思の分裂を防ぎ、権力の分立を図るためにも天皇大権の確立が必要だと説いているのである。それに対しても



穗積八束

上杉慎吉は「國体に關する異説」で「仮令心に君主々義を持つると雖も、天皇を排し人民の團体を以て統治権の主体なりと為すは、我が帝國を以て民主國なりと為すものにして、事物の真を語るものに非ずと為すのみ」と言う。あるいは蓑田胸喜は「帝國憲法第十條に曰く『天皇ハ行政各部ノ官制及文武官の

美濃部は「穂積さんは主権を以つて絶対無制限の権力であると言ひ、その意味においての行政法を講ずるもの、その直接の第一依拠は論外である。だが天皇親政論を天皇独裁論と同一視するは軽率ではないだろうか。天皇親政論を天皇独裁論とはき違える議論は世にあふれているが、それは親政派の議論をきちんと参考していない不誠実な議論ではないだろうか。もちろん天皇の主権は絶対無制限の権力であり、即ち天皇の主権を制限する如何なるものも存在しない」と考えていると、全くの無理解を示している(高見勝利編『美濃部達吉著作集』113頁)。もちろん穂積は天皇独裁を主張したのではない。国家意思が天皇にあると述べたのである。主権説における(天皇が持つと考えた)国家意思とは、「これからは立憲制を採用する」という類の国家の大方針であつて、当然細部は輔弼者が上奏し責任を負うものだと考えていた。

穂積は天皇の主権を以て統治権の主体として国家となすの結果、その統治権の成素たる「行政権の主体」も亦国家なりとするのである(「行政法の天皇機関説」『蓑田胸喜全集 第六卷』230～231頁)。兩者がここでこだわっていることが「統治権の主体」という言葉であることに注目したい。「統治権の主体」即ち「主権」なのだが、現代風に言い換えれば、政治の正当性あるいは正統性の所以ということではないだろうか。なぜ政府は行政的命令を国民に発する権限があるのか、その由來は天皇ではないのか、單に国民としてしまつてよいのかと問うたのである。あるいは、行政官は天皇に任命されるが、それは天皇が大権を持つてゐるからではないのか。大権を持つてないものがどうして任命できるのかと問うたのである。



上杉慎吉

蓑田胸喜は「天皇親政といふことほど西歐に所謂独裁政治と遠きものはない」という。天照大御神も八百万の神の意向を確認し、孝徳天皇は臣下と共に治めたいと欲せられ、明治維新の際には万機公論に決すとされた。独

俸給ヲ定メ及文武官を任免ス』と。(中略)行政法を講ずるもの、その直接の第一依拠を本条に求めざるもの一人としてなきにも拘らず、美濃部氏を始め從来殆どすべての行政法学者は異口同音に『行政権の主体は本来国家である』の語を以てその論理を進むるのである。これいふまでもなく憲法論上に於ける『国家主体・天皇機関説』の行政法論へのそのままの適用である。即ち、『統治権の主体』を以て国家となすの結果、その統治権の成素たる『行政権の主体』も亦国家なりとするのである(「行政法の天皇機関説」『蓑田胸喜全集 第六卷』230～231頁)。兩者がここでこだわっていることが「統治権の主体」という言葉であることに注目したい。『統治権の主体』即ち「主権」なのだが、現代風に言い換えれば、政治の正当性あるいは正統性の所以ということではないだろうか。なぜ政府は行政的命令を国民に発する権限があるのか、その由來は天皇ではないのか、單に国民としてしまつてよいのかと問うたのである。あるいは、行政官は天皇に任命されるが、それは天皇が大権を持つてゐるからではないのか。大権を持つてないものがどうして任命できるのかと問うたのである。



蓑田胸喜

ことは共通している。これは戦後の実権のない（とみなす）いわゆる「象徴天皇」論と、「強権的支配者である」ということが天皇のあるべき姿ではない」という点で共通している。例えば保田與重郎や権藤成卿の天皇觀がそれで、ある（『大亞細亞』第六号拙稿参照）。だが、「象徴天皇論」が政治的実権を臣下が篡奪することを正当化するところがあるのに対して、國體派の天皇觀は、主権概念や所有権と、いつた概念を克服し、国全体で神々に祈る生活に立ち返り、その中心として天皇を戴くことを理想としている点で全く異なっている。

止、古今和歌集の編纂をその時代精神の表れであるとみた。単に過去の歴史を描いたのではなく、過去を通して國體の大理想を強く訴えかけているのである。

当時の宇多天皇と菅原道真は、衰亡の兆しがあつたとはいえ、当時の世界大国唐と国交を断つた。それは果斷なる政治的決断であつた。遣唐使は、菅原道真が廃止を建議した時点で既に六十年も派發しておらず、自然消滅させることもできた。しかしあえて途絶を宣言したことは強い意志があつたからに他ならない。菅原道真が廃止を建議する六十年前の

はない。宇多天皇と醍醐天皇の治世は後世天皇親政の模範とされた。それまでわが国の官僚制度は唐に倣つて形作られていたが、遣唐使の廢止は、わが国固有の新しい政治体制を模索させた。菅原道真の登用からして、藤原氏等の名門貴族を避けた天皇親政の実践の二過程であつた。それを引き継いだ醍醐天皇も摂政関白を置かない政治を実践した。さらに醍醐天皇は土地制度改革にも着手している。形骸化した土地制度を、土地を通じて天皇と国民が繋がる大化革新の理想に復元させたのである。

宇多天皇、醍醐天皇の時代



董田胸壹

天皇親政の時代の一つの理想とされたのが、宇多天皇、醍醐天皇の御代であつた。宇多天皇、醍醐天皇の御代を考えるうえで一つ参考になる本が、井尻千男『歴史にとつて美とは何か』である。井尻は、宇多天皇、醍醐天皇の時代を「シナ文化への憧憬」から「天皇政」「自國文化への確信」への大転換期と位置づけ、摂政・閑白の廢止、遣唐使の廢止と位置づけ、摂政・閑白の廢止、遣唐使の廢止

止、古今和歌集の編纂をその時代精神の表れであるとみた。単に過去の歴史を描いたのではなく、過去を通して國體の大理想を強く訴えかけているのである。

当時の宇多天皇と菅原道真は、衰亡の兆しがあつたとはいえ、当時の世界大国唐と国交を断つた。それは果斷なる政治的決断であつた。遣唐使は、菅原道真が廃止を建議した時点で既に六十年も派發しておらず、自然消滅させることもできた。しかしあえて途絶を宣言したことは強い意志があつたからに他ならない。菅原道真が廃止を建議する六十年前の遣唐使では、副使の小野篁が派遣命令を拒否し流罪になつてゐる。唐の衰亡に促されただけではなく、遣唐使によつてもたらされた唐の実態への失望が、唐文化との訣別と國風文化の発揚を決意させたのだ。

宇多天皇の後を継いだ醍醐天皇はわが国をいかなる国にしていくかという重大な使命を背負つていた。醍醐天皇が出した答えこそ、最初の勅撰和歌集である古今和歌集の編纂であつた。当時は仮名文字が発明されて八十年ほどしか経っていない。漢字仮名交じり文が発明された創初期にあつて、わが国の文学をわが国の言葉で残すことは万葉集や記紀の編纂にも匹敵する畏るべき大事業であつた。唐の傘下から離脱したことで自國への意識が高まり、國風文化が興隆し、古今和歌集の編纂に繋がつたのである。

はない。宇多天皇と醍醐天皇の治世は後世天皇親政の模範とされた。それまでわが国の官僚制度は唐に倣つて形作られていたが、遣唐使の廢止は、わが国固有の新しい政治体制^{（政治）}を模索させた。菅原道真の登用からして、藤原氏等の名門貴族を避けた天皇親政の実践の二過程であった。それを引き継いだ醍醐天皇も、摂政関白を置かない政治を実践した。さらに醍醐天皇は土地制度改革にも着手している。國民が繋がる大化革新の理想に復元させたのである。

遣唐使廢止による日本の自立、摂政関白を置かない天皇親政、土地制度改革、そして国風文化の結晶たる古今和歌集。それらはすべて國體に基づく統治という大理想のもとで整がつてている。井尻は、當時國體に基づく統治が目指されたことを繰り返し語り、政治、外交の次元にとどまらず、文化、美意識に至るまでわが国独自の在り方が模索されていったことを強調する。それは軍事に依らない「たたかい」であった。元寇の際に亀山天皇が祈願したことで有名な「敵國降伏」の勅願は、その三百年以上前の醍醐天皇の時代に始まつたものなのである。

実証史学では醍醐天皇の治世は後世理想化されたような政治ではなかつたとみなしれている。しかし、井尻はそうした実証史学の見解を「なにもかもが出世欲、権力闘争、閨閥同士の勢力争い……まことに唯物論

前文を引用する

的というか素朴実在論的というべきか、人間観としてはきわめて貧しいというほかない。戦後の国史が陥った惨状というものである」と一蹴している。先人の精神の働きは実証的なだけの歴史学では到底描き得ない。井尻は「日本人が肇国の太古から試みてきた国づくりの精神史をいまこそ再点検せねばならない」と述べ、先人が国づくりに懸けた精神を鮮やかに描き出したのである。

いわゆる「日本国憲法」における天皇条項の欺瞞

いわゆる「日本国憲法」における天皇に関する条項は、欺瞞に満ちている。この文書が出来上がるとき、ソ連や中華民国が一番こだわつたのが「国民主権」である。国民主権でなければならない、と強く主張し、「輔弼」等、天皇に権威、権力を与えるものを徹底的に嫌つた。彼らの意見に配慮した結果できたのが、いわゆる「日本国憲法」である。

前文を引用する。

ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由來し、その権力は国民の代表者がこれを使ひし、その福利は国民がこれを享受する。

だろうか。そう、この前文を読む限り、これは共和制国家の憲法なのである。国政における天皇の存在は前文にはどこにも明記されない。権威も、権力も、福利も、すべて国民にあるからだ。にもかかわらず、第一章で「国民統合の象徴」であり「世襲」の存在である「天皇」が突然出てきて、国会の指名に沿つて総理大臣や最高裁判事を任命してしまうのである。ここでは前文と違つて、「権威」の面で天皇に国政の位置づけが求められている。

つまり、いわゆる「日本国憲法」下においては立憲君主制の国という要素と、共和制の国という要素がめちゃくちゃに入り混じつているのだ。全くわからぬ「憲法」の名に値しない文書である。「象徴君主制」なる学説も存在するらしい。日本とスウェーデンがそれに当たるそうだ。だが、君主が国民統合の象徴であることは立憲君主国においても当然その役目は果たされるはずである。そもそも立憲君主国において「君臨されども統治せず」というのはウソである。君主及び皇族は、形式化されている場合もあるが、それでも国政においてそれなりの役割を担うのが普通なのである。その意味でいわゆる「日本国憲法」下の天皇という存在は、なんともよくわからない「象徴君主制」なるものに押し込められてしまつたというべきであろう。いわゆる「日本国憲法」をいくら読んでも天皇が如何なる存在であるかは全くわからない。このようないい。

駄文は破棄されるのが至当であると考える。国家は歴史と伝統なしで語ることはできない。国政は過去からの連続性であり、国民の慣習、歴史、伝統がそもそも政治制度を形作っているからである。それを保障するには、本来共和制より、君主制のほうが自然なのである。君主は国民の象徴であると同時に歴史、伝統の象徴だからだ。民主主義は衆愚になる要素を元から孕んでいる。その原因は政権の正当性及び正統性の由来を「国民多数の支持」に求めているからである。

明治時代に天皇親政論というものがあつた。これは「天皇は国民のことを思い政治を行なうのだから、天皇の意思を重んじることは国民の意思を重んじることである」と言う理屈だ。これは山県有朋ら薩長藩閥の権力を抑制したい非藩閥の論客たちによって唱えられた。例えば元田永孚は天皇親政論を述べたが、それも薩長の專制を抑止するために唱えられたものであった。天皇主権論はむしろ政治実務担当者の私物化を妨げる目的で唱えられた。それも薩長の專制を抑止するためには天皇と天皇の存在に潜む重層性をまるで見ていない。日本人にとって、天皇が公共のために存在してはいけない。建武中興の時など、有事の際に天皇が権力的 existence になることもまた、日本の歴史に見られたからである。天皇を失えば、日本は全体としての個性を失い、世界文明に貢献する根幹が荒廃してしまう。天皇は日本のいのちであり、「日本」という信仰の祭主と言えるのではないか。

民意を無視する政治が行われることがあつてはいけない。しかし、その民意を得る手段が衆愚になつてもいけない。この矛盾する両者を同時に達成するためには、この天皇親政論くらい奇抜な発想の転換が求められている。繰り返すが、いわゆる「日本国憲法」第一章は、衆愚の歯止めにもならず、かといって政権の正統性の担保にもならない、矛盾だらけの百害あって一利なしの唾棄すべきものである。

歴史と伝統と信仰の中にある天皇

戦後保守は、天皇は現実政治から超然としているべきだし、それこそが天皇が長年続いた所以なのだと強調する。だがそれは天皇という存在に潜む重層性をまるで見ていない。日本人にとって、天皇が公共のために存在してはいけない。建武中興の時など、有事の際に天皇が権力的 existence になることもまた、日本の歴史に見られたからである。天皇を失えば、日本は全体としての個性を失い、世界文明に貢献する根幹が荒廃してしまう。天皇は日本のいのちであり、「日本」という信仰の祭主と言えるのではないか。

日本人として天皇觀を紡いでいこう

天皇親政とは、西洋の絶対君主や、革命家による独裁国家とは違い、公義輿論と歴史と伝統の尊重による統治である。あらゆる場面

とを強調し、民意を国政に反映させようと言ふのであつたと言ふことも忘れてはならない。その点で天皇親政論と天皇独裁論は全く違うのである。

民意を無視する政治が行われることがあつてはいけない。しかし、その民意を得る手段が衆愚になつてもいけない。この矛盾する両者を同時に達成するためには、この天皇親政論くらい奇抜な発想の転換が求められている。繰り返すが、いわゆる「日本国憲法」第一章は、衆愚の歯止めにもならず、かといって政権の正統性の担保にもならない、矛盾だらけの百害あって一利なしの唾棄すべきものである。

天皇はその歴史の早い時期に臣下に世俗的権力を譲り、無私の民族を結びつける鍵ともなつた。天皇は民族を結びつけると同時に、神道と仏教、儒教を結びつける鍵ともなつた。これをもって、「権威と権力の分立」などという、わかつたような言葉で天皇を語るわけにはいかない。建武中興の時など、有事の際に天皇が権力的 existence になることもまた、日本には天皇が権力的 existence になることもまた、日本の歴史に見られたからである。天皇を失えば、日本は全体としての個性を失い、世界文明に貢献する根幹が荒廃してしまう。天皇は日本のいのちであり、「日本」という信仰の祭主と言えるのではないか。

における日本人の意思決定は、良くも悪くも独裁性に欠ける。天皇親政とは祭主による広い意味での祭政一致の統治のことだ。ここでいふれば、日本人が皇室という中心を奉じとあれば、日本人が皇室という中心を奉じるここのことである。

二七〇〇年近くある皇室の歴史の中で、立憲君主であった時期はそのごく一部にすぎない。

したがつて、「立憲君主としての天皇」

は天皇という存在の一面ではあるが、天皇という存在のすべてではない。ところが、成文憲法なるものができて以降、天皇は立憲君主としての存在がすべてであるかのような誤解が広まってしまった。問題はそれだけでなく、「成文憲法」という考え方を編み出した海の向こうの言葉でしか、天皇を語れない人間が出てくることになった。我々は海の向こうの言葉ではなく、我々自身の言葉で、「天皇」という存在を語つていかなければならぬのではないか。

『若林強齋先生大學講義』

を拝読して⑤

三浦夏南

子、程子曰、大學、孔氏之遺書、而初學人德之門也。於今可見古人爲學次第者、獨賴此篇之存、而論・孟次之。學者必由是而學焉、則庶乎其不差矣。

大亞細亞

第七号 平成三十一年十二月



- ◆いまこそ神政維新の理想に立ち返れ
- ◆「日本の霸道」と向き合った男・口田康信
- ◆金子彌平・興奮の先駆者
- ◆人類の歴史的宿命と日本・アジアの活路



向こうの言葉でしか、天皇を語れない人間が出てくることになった。我々は海の向こうの言葉ではなく、我々自身の言葉で、「天皇」という存在を語つていかなければならぬのではないか。

子、程子曰く、大學は孔氏の遺書にして、初學德に入るの門なり。今に於て古人の學を爲むる次第を見る可き者は、獨り此の篇の存するに頼りて、論・孟之に次ぐ。學者必ず是に由りて學べば、則ち其の差わざるに庶からん。

本号は前号に引き続き「於今可見古人爲學次第者」の件より始めたい。先ず強齋先生曰く「言うこころは只今聖人の世を去ること數千年、三代の礼樂法度ことごとく絶滅して聖學も既に絶えなんとする時に至つて、たつた一つの大学の書がしかも全文一字も欠かさずには残つてあつたによつて、三代聖学の規矩法則が今日あかりを走るようなれ。若し此の篇が伝わらずば何を以て古聖賢の定めおかれた本法の学を見ようやと云うことぞ。」聖人の世を去ること遠く古の礼樂も廃れ、聖学の

き、まさに述べて作らず、信じて古を好むと言われた孔子そのものである。この後も先生が繰り返し説かれるが、この大学に示された学の規矩準繩に従つて、論語、孟子はもとより全ての書を読まねばならぬ。大学に説かれる法こそ、朱子学の始まりであり、終わりである。翻つて我が国を思うに、古事記こそ古の正伝であり、神代をありのままに伝えるものである。古事記を尊ぶことここまで至らなければ、学に志すとは言えない。世の偉人と称せられる人に共通するのは、絶対不動の一点をひたすらに信仰していることであると思う。故に正しからざるものに対する批判も熾烈である。山崎闇齋先生然り、本居宣長先生然りである。特に本居宣長先生の儒教批判など、今から見れば行き過ぎておるようと思われる点も多々あるが、それは古事記を信ずること篤きが故である。絶対の世界に入りゆくにはひたすらでなければならない、がむしやられなければならない。それは己の為の学であるから理解を得る為の学ではない。この絶対の一点へと信仰を徹底するひたすらさを古人より学んで行かねばならぬと切に思う。強齋先生の講義の語調からはその激しさがひしひと伝わつてくるのである。

次に次第という言葉が大事であると言われる。「たとえ心を尽くして学んでも其の学びようの序がちがえば、工夫が顛倒錯雜して何の益にたたぬに、此の大学で学者の手を下す處より、聖徳至善の場に至るま

で、始終本末燦然と明らかに見ゆるぞ。」これも強齋先生の繰り返し説かれるところ。たゞ学への志がひたすらであつても、その学の順序、工夫が正しくなければ、何の役にも立たぬとまで言われる。学の次第が正されねば、決して聖徳至善の境地まで至ることはできない。次回以降大学の本文に入るにあたつて、常に順序次第に注意しつつ読み進めねばならない。

論語孟子と関連して、先生曰く「さて此の書次では論語孟子ぞ。然れども此の大学がなければ、論語孟子も本法のすみかねが立たぬ。故に無面目の書になる。」とある。論語、孟子という儒教の聖典も大学の基準に従つて読まねば、「無面目」となるとまで言われている。ここでも大学の重要性が強調されているのが分かる。それでは、論語孟子は如何なる書として読めば良いかというに、「論孟は大學を事により人によつて、其の場其の場ではたらかせて、顔子の位で説き、曾子は曾子の位で説き、異端を弁ずるは異端を弁ずる場で云うたものぞ。」とあるように、大学の法を実際の人、立場ごとに解き明かしたものであるという。論語孟子全巻を貫通する基準、法則を表したもののが大学であり、その法則を実際に当つて孔子、孟子の言葉として表現されたものが論孟であると言えよう。さらに論孟大学に優劣の違いがあるわけではないが、「論孟もみな大学から生み出たもの故に、論孟を片はしに推してみれば、皆すつぱりと大学の

すみかねに外れぬぞ。」とある。

最後に「大学に随つて学ぶならば、如在のうて本道を踏み違えることはないであろう」とある。逆に言えば、大学の基準と次第に従わなければ、如何に学ぶとも正しい成果は挙げることが出来ぬと云うことである。程子の本文にも「學者必ず是に由りて學べば」とあるように「必ず」という言葉が入っている。

強齋先生講義は親しく先生が弟子達に語りかけられた講義であるので、必然的に繰り返しが多くなっている。しかし、講義を拝読して行く上でこの繰り返されている点に注目し、自らの内に注意を促しながら読まねばならない。遅遅たる歩みにはなるが、強齋先生の講義のリズムを感じ取りつつ進めて行きたい。

本号で程子の言葉の講義が終わつたので、次回からは大学本文に入る。



若林強齋先生

『保健大記』 現代語訳（其の二）

卷之下

保元三年秋八月戊戌、天皇位を皇太子に傳ふ。是れを二條天皇とす。甲辰、前帝を尊びて太上天皇といふ。冬十二月内午、即位の禮を行ふ。

卷之下

保元三年秋八月十一日、後白河天皇は位を皇太子に譲られた。これが二條天皇である。十七日、先帝を尊んで太上天皇と号し、冬十二月二十日即位の礼を行つた。

初め信西、庶務に明鍊に、治體に鑒達し、
洽聞富才にして、廷臣其の右に出づるなし。
前帝特に之を倚信す。朝廷の大事、由りて出
でざるなし。信西も亦以て己が任となす。帝
即位し、親重せらるること故の如し。而して
權中納言藤原信頼、上皇に寵せられ、稍稍政
に預り、近衛大將に任せられんことを請ふ。
上皇將に之を許さんとす。信西諫めて曰く、
大將は重任なり。相家の子弟と雖も敢て輕輕
しく與へず、況んや信頼をやと。上皇默然た
り。信西退いて諸家の唐書・唐暦・唐紀・揚
妃内傳を引き、安祿山僭奢の状を圖し之を上
る。上皇未だ悟り給はず。信頼之を聞きて安

んせず、病と稱して出でず。時に太宰大貳平清盛、姻を信西に結び、勢位、源義朝に踰ゆ。

義朝鬱々として樂します。信頼因て結びて黨をなす。

ず、信頼と徒党を結んだ。

白虹日を貫く。信頼、大納言經宗・右近衛中

將藤原成親・檢非違使別當藤原惟方、及び義朝等と反す。兵を率ゐて夜上皇を三條殿に圍み、火を放ちて宮を焼く。殺傷狼籍たり、上皇を一品御書所に幽し、帝を黒戸の御所に遷し、自ら大臣・大將となり、義朝を以て播磨守とす。

平治元年、冬十二月、清盛は熊野參詣に出かけた。十二月九日、白虹日を貫く（白色の虹が日の面を突き通す）奇象が表れた。これは、下が上に謀反を起す天象とされ、古、燕の刺客である荊軻が秦の始皇帝を暗殺しようとした時にこの兆が現れたとされる。そこで信頼は、大納言藤原經宗、右近衛中將藤原成親、檢非違使別當藤原惟方、義朝と謀反を起し、兵を率いて夜、上皇の御所である三条殿を包囲し火を放つて焼き払い、殺傷狼籍を働いた挙句、上皇を一品御書所に幽閉し、二条天皇を黒戸の御所に遷し奉ると、自ら大臣大將となり、義朝は播磨守となした。

信西は上皇の御前を退くと新唐書や旧唐書等の唐書、唐暦、唐紀、楊妃内傳を引用し、安祿山（唐の玄宗の寵臣で後に謀反を起した）が潜越に振る舞う様を絵に画いて差し上げたが、上皇はいまだに悟られなかつた。信頼はこの事を聞いて安んぜず、病と称して外出しなかつた。當時、太宰大貳（太宰師の副官）であった平清盛は、信西と姻戚関係を結び（信西の子、成範を婿に迎えた）その勢位は源義朝を超えていた。義朝は鬱々として樂しま

れり。

臣願曰く、後世の人主、禁中與に居るは婦女なり、嬖幸なり、庸人・邪人なり。平治の厲、保元に承くと雖も而も職として信頼に由

臣願申し上げます。後代の天皇を禁中で取り巻いたのは婦女や寵愛する近習、何の諫めをもしない凡庸な奉公人や佞人讒臣のみであつた。平治の乱は保元の乱の後を受けたものであるけれども、主としてその原因は後白河上皇が信頼を寵愛されたことによるものである。

鳴呼、男寵の害は舊し。然れども未だ召禍此の如きの慘を聞かず。孝謙の皇太子を廢するは、私に侍童に通ずるを以てす。彼等の其の淫穢放縱は、顧ふに啻に此のみにあらざれば、其の廢立の詔、蓋し以て其の罪を構成せんと欲するものにして、信頼が若きは寵満ち志驕つて、庸劣を以て凶邪を逞うし、上皇坐ながら、之が幽辱を受けて察し給はず。信西の謂ゆる反臣側に在りて知らず、忠臣之を諫めて悟らざる者、豈に之が爲に發するにあらずや。

さても、男色寵愛の害は昔からのことであるが、それが招いた禍害がこれほど甚しいものを見たことがない。孝謙天皇は、皇太子である道祖王を侍童に密通なされたという罪で廃し給うたが、この天皇の淫穢放縱はこの件に限らず、淡路廢帝など、種々の我ままをなされた女帝であるので、恐らくその皇太子廢責の詔も、道祖王の罪をでつちあげる爲のもので、後白河が信頼に乱れ給うたのとは訛りが違うであろう。

信西は素より天文推歩に善し。白虹日を貫くに當りて、入りて奏す。會會上皇宴に御す。面陳を得ず。因て宮人に告げて曰く、將に變あらんとす。速かに之を避けよと。直ちに南都に奔る。信樂山を踰え、又星變を見る。謂もへらく、我れ免かれずと。乃ち生きながら土中に埋む。信頼、前の出雲守源光保を遣はし、索めて之を獲、首を斬りて京師に梶す。

当時の信頼は御寵愛の余りに志が驕り、己が家柄にも相応しからぬ大将の位に望みをかけた庸劣なるたわけ者であり、悪逆邪欲を逞しくし、上皇は居ながらにして幽閉の辱めを受け給いても察せられなかつた。信西が「反臣側に在りて知らず、忠臣之を諫めて悟らず」と申したのは、このことを嘆いたのである。

信西は、元より天文の推算に精しかつたの

で、白虹が日を貫くに当たつて出廷し、そのことを奏上しようとしたが、たまたま上皇は宴に御され御前で陳状することが出来なかつた。そこで、宮廷の女官に、変乱の兆があるから速やかにこれを避ける様に告げ、自らは直ちに奈良に逃れたが、信樂山を越えた処で星変を見、最早自分は助かるまいと觀念して、生きながら土中に埋められて死んだ。その後、信頼は前出雲守源光保を遣して信西の亡骸を

索し出し、斬首して京都の獄門にさらした。信西、姓は藤原、名は通憲、日向守に任じ、鬚髮して圓空と稱す。後信西と改む。其の妻

は上皇の乳母なり。諸子皆顯要に列す。源義朝嘗て婚を信西に求む。信西報じて曰く、我が子は學生のみ。汝得て婿とする所ならんやと。遂に平清盛と其の女を納ることを約す。義朝之を衡む。

信西は姓は藤原、名は通憲と云い、日向守に任じられ剃髪して円空と号し、後に信西と改めた。その妻（紀伊一位朝子）は後白河上

皇の乳母であつたので、諸子は皆顯官要職に列した。源義朝はかつて信西と姻戚を結ぼうとしたが、信西はこれに答えて「我が子は学生なり。汝の得て婿とする所ならんや」すなわち、我が子は学者の優人であり、汝如きの不知無学の荒夷の婿に相応しい者ではないと言ひながら、その後、平清盛にはその娘を嫁に遣つたので、義朝は意恨を含んだ。

信西嘗て頼長に告げて曰く、我、才ありて庸ひられず、遁世する所以なりと。以て髡緼は悲憤に因るを見る。而して又安んぞ其の紙障に書して、吳桐、何の日か知音に遇はんといふも、亦時を撫みて感を生じ、事に遇うて悲を興し、已むことを得ずして歌詩に託し、以て其の苦心を寫すにあらざるを知らんや。

信西はかつて頼長に「自分は才能はあるが登用されなかつたので、遁世するのだ」と告げた。これを以てしても、信西の出家は私利私欲に発する悲憤によるものであつて、彼が紙障子に書付けた詩に「吳桐何れの日にか

臣願申し上げます。平家物語いわく、信西は整髪用の水に顔を写した時に、自らの人相を観て不意の災禍に遇つて死ぬことを悟つた。人相見もまた同じことを言い、禍を免れる方法を教えて、僧となつて仏を唱えるのみであると言つた。これによつて信西は剃髪したのだと。これは甚しい妄伝でありとても信じ難い。もしその様であつたなら、出家して仏に仕えるのに忙しい筈だ。しかるに、どうして自ら「黒衣の宰相」（南北朝時代、宋の文帝に才学を認められ政治に参画した慧林の称）と称して政務を執り、安城公に封じられた僧法果（僧侶を統轄する道人統という僧官の長官に任命された）の真似をして、天子の語の申し次ぎをし、爵位の与奪や賞罰の権柄を掌握する様な事があらうか。

「知音に遇はんも」と賦したのは、昔吳の蔡邕が民家の飯を炊く薪のパチパチと鳴る音で桐の良材を見抜いて作った名琴に自らをなぞらえ、自らの才能を知る主君が現れないのを悲憤慷慨して歌詩に拙した為であつた。

是れを以て一旦柄用せられて、奮然として邦家を以て己が任となし、大内を造り、記録所を復し、内宴・相撲の儀を興し、道路兵を執るを禁じ、金神方忌に拘はるを止む。保元の治、觀るべきものあり。

かくして信西は一旦登用されると、奮然として国事を以て己が任となし、内裏を造営し、記録所を復活し、長元年間以降断絶していた内宴（公卿以下文人が詩文を披露し酒宴を賜る行事）や保安年間以来途絶えていた相撲の儀を復興し、京中の道路に兵仗を置くのを禁じ陰陽道で金神の方向を忌避する習慣を止め等、觀るべきものがあつた。

惜しいかな、徒らに義朝の己の類にあらざるを知つて、復た清盛も亦己の類にあらざるを保つ所以にあらざるを諫むることを知りて、而も復た其の子をして顯官・美職に居らしめ、亦其の身を保つ所以にあらざることを知らず。徒らに信頼の大將に任ずる、其の身へ奉る策謀を立てた。藤原經宗と惟方は賊に与したのを悔い、天皇に勧めて御所から脱出させ奉つた。十二月二十五日、天皇は女装して御所の西門である藻壁門を出で給つた。尹明は、三種の神器の剣と勾玉を奉じて御車に

惜しいのは、義朝が自分の同類ではないかと知りながら、清盛もまた同類ではないといふことが判らなかつたことである。また信頼が分不相応な大将の位を自任することは、その身を危うくすると諫めておきながら、自分の子らが顯官美職にあることは自らの身を危うくすると判らなかつたことである。凡人は自分の身に関係ない事は良く見えて批判をするが、自分の事となると、智者でも己の欲にはない。

平清盛變を聞いて熊野より還り、竊かに非藏人藤原尹明を大内に遣はし、奉迎の策をなす。藤原經宗・藤原惟方も亦賊に黨するを悔い、帝を勧めて宮を出でじむ。乙亥、帝は婦人の粧をなして藻壁門を出づ。尹明劔瓊を奉じて御車に載す。左衛門佐平重盛等、駕を路に迎へて六波羅に入る。百官諸司、相繼きて湊る。中納言源師仲、神鏡を奉じて出づ。上皇も亦服を變じ、馬に御して仁和寺に幸し給ふ。

丙子、帝は重盛をして信頼・義朝を討たしむ。六條河原に戦ひ大に之を敗る。義朝は東に走り、信頼は仁和寺に至り、哀を上皇に求む。上皇爲めに手書し給ひて其の死を請へども、帝は聽し給はず。丁丑、信頼誅に伏す。悉く其の黨を捕ふ。戊寅、清盛・重盛等の功を賞し、官を授け爵を進むこと差あり。反黨七十餘人の官爵を褫ふ。信西の子十二人を流す。時に謂ふ、信西が諸子を流に處するは、經宗・惟方の所爲に出づと。

臣原申し上げます。國家の無事に際して、上流の人が荒廢した政治を振り起し太平の世を飾つて後世までの法式にしようとするならば、公卿士大夫が進み出なければならない。彼等は必ず古今の歴史を鑑戒とし、退いて己の身を省みてはじめて政治を万事心の如く行なうことが出来る。傲慢奢侈は終に家を亡ぼし身を滅ぼす故以である。

天下事あるに至りては、則ち介胄の士、進まざるを得ず。其の人や、奮搏迅撃、以て自ら効すに務めて、而して放横不法、復た忌憚する所なし。

載せた。また清盛の長子左衛門佐平重盛は、天皇の駕を迎えて清盛の館がある六波羅に入れ奉つた。かくして朝廷の百官諸司は相繼いで六波羅に集まつた。さらに中納言藤原師仲は、神鏡を奉じて脱出し六波羅に入った。上皇もまた変装して馬を御し、仁和寺に御幸された。後にはこの謀計も露顕し、信西の子らは召し返され、經宗と惟方は遠国に配流された。ならば、經宗と惟方が信頼に与していた事が発覚するのを恐れたためと言われた。（しかし、後にこの謀計も露顕し、信西の子らは召し返され、經宗と惟方は遠国に配流された。）

在つたが、忠臣信西の子であるから、乱の後には赦免されて然るべきであるのに、流罪に処されたのは、藤原經宗と惟方の謀計によるものであり、もし信西の子らが召し返されたならば、經宗と惟方が信頼に与していた事が発覚するのを恐れたためと言われた。（しかし、後にこの謀計も露顕し、信西の子らは召し返され、經宗と惟方は遠国に配流された。）

また國家有事の際には、武士が進み出なければならない。彼等は、勇武を振り起して戦い、身命を捨てて決戦に挑むが、やがてその武功に誇つて放恣な振る舞いをし、上の法を奉らず忌み憚る心がなくて自滅するに至る。

其の忠功を以て身を起すに始まり、凶悖を以て家を亡ぼすに終る者、往往是れなり。

始めは忠孝で身を起しながら、後には凶逆で家を亡ぼすに至つたのは皆この類であり、文武の臣は共に戒めとすべきである。

是の時、車駕、清盛の家に幸し、攝關公卿、其の門に奔走し、天下を挾みて以て將士に令し、忌む所の義朝、舉族誅に伏し、功名復た比肩なし。武臣威望の盛なること、源平以来あること蔑し。安ぞ異日將相の權、既に此に根ざざることを知らんや。又安ぞ異日赤族の禍も亦、已に此に原かざるを知らんや。

永暦元年、春正月四日、内海（愛知県知多半島南部）の莊司（莊園を管理する莊官）であつた長田忠致は源義朝とその家来である鎌田正清を誅殺した。正清は忠致の婿であつた。六日、忠致は義朝の首を箱に入れて京都に送つた。

臣愿曰く、奔虎弔に投ずる、誰か之を殺すに快からざらん。窮鳥懷に入る、誰か之を放つを側まさらん。罪あると罪なきとなり。

臣愿申し上げます。猛虎が陥弔に入つたのに誰がこれを殺すのを快いと思わないだろうか。或いは逆に狩人に追れた窮鳥が自分の懷に入つたのに誰がこれを放ち去るのを憐れまないだろうか。何故ならば、猛虎は罪があり、窮鳥は罪がないからである。義朝が長田をたのんで来たのは、一見すれば窮鳥が懷に入つた様であるが、その実は猛虎が陥弔に入つたのである。

この時、二条天皇は清盛の邸（六波羅）に御幸されたので、摂政関白や公卿も皆その邸に奔走し、天子を後ろ楯にして將士に命令を発したので、清盛の忌む所となつた義朝は一族を挙げて誅に伏し、清盛の功名は天下に比肩する者がなく、その威望の盛んな様子は源平始まつて以来であつた。清盛が後に太政大臣となり、その子が大臣大將の権柄に至つたのは、みなこの平治の乱での功績に根差し、

その後、一ノ谷、壇ノ浦で一族残らず誅戮された禍は、この時の功に誇る心より起つたのは明白である。

永暦元年春正月癸未、内海莊司平忠致、源義朝及び鎌田正清を誅す。正清は乃ち忠致の婿なり。乙酉、義朝の首を京師に函送す。

古より反逆の賊臣は世々少なからずいたが、義朝程極悪の者はいたことがない。といふのも、保元の乱後、義朝の幼少の弟が数人誅殺されたのに、義朝は何一つ救済の手を打たなかつた。誠に残忍な人間である。しかし弟に残忍な人間はまだあるにせよ、子に残忍な人間はその程度も甚だしい。義朝には子供が数人あり、所々で滅亡したが、義朝には死を共にしようという心もなく、東国に逃れる途中で負傷した子の朝長を自ら手にかけた。しかしこれに對して残忍な人間はあるにせよ、父を弑するには残酷なる事甚しく猛虎も及ばない。この様に、弟に對し子に對し父に對して残忍であり、そして今度は、天皇と上皇に對し奉りそうあろうとしている。たとえ

この様な義朝を忠致が誅さないとしても、天下の人々誰かこれを誅さずにおけようか。世、淨海を惡むの甚だしきを以て、義朝に至りては之を罪せず。反つて曰く、忠致は源氏の世臣なり。其の君義朝を弑す。故に賴朝に逮んで仇を復して遺族なしと。名義の明らかならざること、其れ此の如し。以て長太息をなすべし。

世間では清盛を憎むのが甚しい余りに、義朝に至つてはこれを断罪しない。むしろ、忠致は源氏の世臣（代々の家臣）でありながら、その主君である義朝を弑した。故に賴朝の代に及んで仇を復され遺族が無いのであると思われている。しかし、これほど君臣の名分が明らかでない事はなく、長太息に堪えない。

夫れ忠致は高望王の後にして、世世王官に任じ、世世王邑を司る。大江匡房、一條帝の人を得るを歴舉して、平致賴を源賴光の上に列す。賴光は義朝の先にして、忠致は乃ち致賴の胄なり。世系位祿、未だ必ずしも義朝の下に在らず。臣、其の邦の爲めに賊を誅するを聞く。未だ下の爲めに上を弑するを聞かず。若し之を忍びて、我に投ずるの窮鳥を殺すと謂はば、則ち似たり。而も義朝は乃ち人を食ふの虎なり。之を執る者禁なくして、之を阱する者功あり。今將に人を噬むを惡まずして、而して之が阱をなすを惡む。亦悖らずや。

というのも、忠致は桓武天皇の曾孫である高望王の後裔であり、代々朝廷の官職に任じ、皇室の直轄地を管理して來た。かつて大江匡房は、一條天皇の良臣を列挙した際に、忠致の祖先である平致賴を以つて、義朝の祖先である源賴光よりも上位に置いた。とすれば、忠致は源氏の世臣ではなかつたということである。したがつて臣（潜鋒）は、忠致が國の爲に賊を誅殺した事は聞いていても、いまだ

に臣下が主君を弑したということは聞いていない。もし忠致が、残酷にも、追い詰められて自らの懷に飛び込んだ鳥を殺したというならば、一見その様にも見えるが、義朝は人を食う虎である。よつてこれを誰が捕えても禁制する者は無く、これを陥縛に入れた者は大なる功である。しかし、今の世間は虎が人を食うのを憎まざして、人が虎を陥縛に入れるのを憎んでいるのは、甚だ道理に背いたことである。

源賴朝の後より、稱呼名號、既に已に亂れて、稗官小説、従つて之を録す。是非の眞を淆し、好惡の相反すること、豈に特に此のみならんや。

頼朝以来、正史がなくなり、物事の呼称や君臣の名分が乱れて秩序を失い、平家物語の様な雑書や小草子が歴史を記す様になつた。その結果、是が眞の是ではなくなり、非が眞の非でなくなり、善い事を憎み悪い事を好む様になつた。その事は忠致の場合のみではない。

二月、尾張守平賴盛、家士宗清をして源賴朝を六波羅に虜送せしめ、之を宗清の家に囚す。宗清待つこと甚だ厚し。平清盛の後母池尼に謂つて曰く、囚人の容止故右馬助に肖たりと。右馬助は池尼の生む所にして、先きに歿したる者なり。故に池尼、感傷して堪へず。宗清

密に賴朝に告げて曰く、郎君免かれんと欲せば、吾れ爲めに之を請はんと。賴朝曰く、父祖弟兄皆じぶ。唯だ我れの在るのみ。復た人世に意なし。冀はくば僧とならんのみと。宗清、尼の許に至り、懇に賴朝の意を以てす。尼、肯はず。尼、且つ怨んで曰く、我れ之が爲に爲めに重盛をして之を清盛に請はしむ。清盛寝食常を失ふ。命も亦久しからず。若し故殿猶ほ在さば、豈に吾が言を侮ること斯に至らんやと。重盛、賴盛と再び清盛に告ぐ。清盛已むことを得ずして之を赦す。遂に伊豆に流す。

尾張守平賴盛（清盛の弟）は、家臣の平宗清をして頼朝を六波羅に送らせ、囚人として宗清の家に押し籠めたが、宗清は頼朝を厚遇し、清盛の継母である池禪尼に対して頼朝の容姿が清盛の腹違いの弟である故右馬助に似てゐると告げた。故右馬助は禪尼の子でありながら、二十二歳で早生していたので、この事を聞いた尼は感傷に堪えなかつた。そこで宗清は密かに頼朝に対し、もし貴方が刑を免れたいと思うならば、自分はその事を禪尼に懇願しようと言つたが、頼朝は、自分の父祖兄弟は皆死んでしまつたので、今は唯我あるのみである。最早人生に意味などないから、出家して僧になることを冀うのみであると答えたので、宗清は禪尼の元に至り、頼朝の意を懇切に伝えた。この為、尼は重盛をして清盛に賴朝の助命を請わしめたが、清盛は肯じ

臣願曰く、義朝、白河殿を火く。功多からざるにあらず。而して恩の菲きこと、父を保つを得ず。平治の亂を激し成す所以なり。信西・清盛と咸な罪あり。嗚呼、勾踐の餘兵、以て越を興すべし。楚は三戸と雖も、以て秦を亡すに足る。賴朝、平氏の全盛に當りて、義舊を餘燼に收め、竿を掲げて旗となし、駄を飾りて騎となし、之を富士川に走らしめ、之を蠣竈山に麿にし、之を篠原に敗り、之を一の谷に破り、之を屋島・壇浦に殄滅す。豈に人力ならんや。蓋し天の之を亡ぼせるなり。故に以爲へらく、平氏を滅す者は平氏なり。蛭島の流人、岐嶺の孤兒、鞍馬の小冠者、何ぞ能くなさんや。世、池尼の故を以て後患を遺すとなすは通論にあらず。

臣願申し上げます。保元の乱に際して白河殿を攻め破つたのは、義朝の武功である。しかし、その恩賞は薄く、親の首さえつなぐことができなかつたことが、平治の乱を激成する要因となつた。信西や清盛のやり方は、天も憎み、人も快く思わなかつたので、終に良

なかつた。そこで、尼は泣き怨み、私は賴朝の事で寝食もただならず、命もそう長くないだろう。もし故忠盛殿（清盛の父）が存命ならば、どうしてこの様に私の言葉を侮るだろうかと言つたので、重盛と賴盛は再びこの事を清盛に告げ、清盛もやむを得ず賴朝を赦免し、遂に伊豆に流したのであつた。

賴朝に告げて曰く、郎君免かれんと欲せば、吾れ爲めに之を請はんと。賴朝曰く、父祖弟兄皆じぶ。唯だ我れの在るのみ。復た人世に意なし。冀はくば僧とならんのみと。宗清、尼の許に至り、懇に賴朝の意を以てす。尼、肯はず。尼、且つ怨んで曰く、我れ之が爲に爲めに重盛をして之を清盛に請はしむ。清盛寝食常を失ふ。命も亦久しからず。若し故殿猶ほ在さば、豈に吾が言を侮ること斯に至らんやと。重盛、賴盛と再び清盛に告ぐ。清盛已むことを得ずして之を赦す。遂に伊豆に流す。

臣願曰く、義朝、白河殿を火く。功多からざるにあらず。而して恩の菲きこと、父を保つを得ず。平治の亂を激し成す所以なり。信西・清盛と咸な罪あり。嗚呼、勾踐の餘兵、以て越を興すべし。楚は三戸と雖も、以て秦を亡すに足る。賴朝、平氏の全盛に當りて、義舊を餘燼に收め、竿を掲げて旗となし、駄を飾りて騎となし、之を富士川に走らしめ、之を蠣竈山に麿にし、之を篠原に敗り、之を一の谷に破り、之を屋島・壇浦に殄滅す。豈に人力ならんや。蓋し天の之を亡ぼせるなり。故に以爲へらく、平氏を滅す者は平氏なり。蛭島の流人、岐嶺の孤兒、鞍馬の小冠者、何ぞ能くなさんや。世、池尼の故を以て後患を遺すとなすは通論にあらず。

臣願申し上げます。保元の乱に際して白河殿を攻め破つたのは、義朝の武功である。しかし、その恩賞は薄く、親の首さえつなぐことができなかつたことが、平治の乱を激成する要因となつた。信西や清盛のやり方は、天も憎み、人も快く思わなかつたので、終に良

藤原經宗は帝の外舅なり。藤原惟方の母は帝の乳母なり。帝に謂つて曰く、上當に政事を親らすべし。宜しく上皇をして知らしむべからずと。上皇素より經宗・惟方を惡み給ふ。之を聞いて、怒を發し、平清盛を召して曰く、朕の安危は彼の二人に係れり。汝朕が爲めに甘心せよと。清盛之を捕へ、將に殺さんとす。關白忠通死を減ぜんことを請ふ。經宗を阿波に、惟方を長門に流す。清盛是れより威福を擅にすることを得たり。

藤原經宗は二条天皇の外舅（母方の叔父）であり、藤原惟方の母は、天皇の乳母である。彼等は天皇に対し、宜しく親政を敷き給い、後白河上皇に政治をさせるべきではないと申し上げた。上皇はもとより經宗と惟方を憎んでいたので、このことを聞いて激怒され、平清盛を召していわれるのに、朕の安危は彼の二人にかかるつてゐるから彼等を殺して氣を晴らせとの仰せであつた。そこで、清盛は彼等を捕えて殺そうとしたが、前關白の藤原忠通が減刑を請うたので、經宗は阿波、惟方は長門に流し、それ以来、天下の賞罰は清盛の意のままになつた。

臣願申し上げます。世に姦佞（心がねじけて惡賢い）と智術（よく考えたはかりごと）の人が多い事甚だしい。一人の邪人が起れば、様々の狡猾な連中がそれに便乗し、かの顯然と明らかな邪人を利用して、己の心に隠れている姦佞の謀計を企てようとする。しかも、一邪の欲はすぐに飽きてしまうが、それに便乗する狡猾な連中の禍害は測り知れない。藤原信頼は一人の凡庸な人物に過ぎず、近衛大臣より上の望みはなかつたが、經宗と惟方はかねてより多智なる人物とうわさされていたので、内心で思うには、我々は今上天皇の舅であり乳兄弟であるから、我々が政柄を執らずに信西の様な者が、坊主頭、首立衣で天下の大事を己れが股の上や掌の上で弄んでいる。この憎い奴めという事であつたので、何とかして、信西を殺し除いて、その罪を信頼にななすりつけ、その後信頼を斃し、同時に上皇も捕えて押し込み、世を我がままにしようとした企んだのであつた。

そもそも信頼の反逆は、六七歳の童でも、あの男の分際では、事を成就できないということは知つてゐた。ましてや、經宗・惟方の二人程の智者が信頼が終には頼みにならない事を知らなかつたはずがない。しかるに、信頼が事を起すに当たつて、上皇を押し込むべし。とおれば、兩人はなる程ご尤もと言ひ、また大将になるべしと言えど、早々大将になりたまえと申し、身を縮め、翼をすばめて、慌てふためき、下僕の様に尻について、少しも意に逆らわなかつた。ところが、信西が死に、清盛が京に帰還するに及んで俄かに氣付いた様に慮りを変え、志を翻して、急に押し

禁衛に將たるに過ぎず。經宗・惟方は固より多智と稱す。其の意、將た謂はん。我は帝の舅なり、我是帝の乳母の子なり。我が徒に當りて、信頼曰く、上皇幽すべしと。二人も亦曰く、幽すべしと。信頼曰く、大將任ずべしと。二人も亦曰く任すべしと。躬を躊躇を以て信西を勦除して罪を信頼に歸し、因て信頼を斃して併せて上皇に及ばんとするなり。

六波羅に歸す。始めに信西の兒を讒黜し、終りに二聖の歡を離間し、天子己に己に親しきを以て之を察せず、百僚又其の邦に功あるを以て之を罪せず。其の隱然不測の志、是に於いて成りぬ。嗟夫蟬を捕へて雀蟬を伺ふ。清盛なる者あり、丸を擁し、彈を挾んで以て其の後に擬することを知らず。姦人亦以て戒むべし。

かくして己の心にひそむ天狗の様な測り知れない高慢な自負心を成就したのである。故事に、どんばが蟬を捕えようとして心を奪われ、かえつて雀に食べられたというのである。この場合、蟬は信頼で、雀は經宗と惟方の事であるが、その經宗と惟方も清盛の様な者が弓矢を持って雀の後ろで、構えていることが判らなかつた。姦人といえども戒めとすべきである。

然りと雖も二人の者猶ほ在れば、則ち清盛朝を専らにすることを得ず。二人の竇は固より二人の者の自ら取る所にして、而も豈に直だ二人の禍ならんや。亦王室の不幸なり。

とはいへ、この一人がまだ朝廷にあれば、清盛が権力を専らにする事は出来なかつた。彼等が配流されたのは自業自得であるが、それはただ単に二人にとつての禍のみならず、皇室にとつての不幸でもあつたのである。

夫れ信頼の逆、三尺の童子と雖も猶ほ其の敗

永萬元年夏六月壬寅、天皇不豫大漸なり。皇

太子順仁、禪を受く。之を六條天皇とす。前帝を尊びて太上天皇といひ、新院と稱す。秋七月甲戌、天皇即位の禮を行ふ。乙亥新院崩じ給ふ。二十三なり。

永万元年、夏六月二十五日、二条天皇病を発し給い重篤に陥られた。皇太子順仁受禪し、これを六条天皇となした。先帝を尊んで太上天皇といい、新院と稱した。秋七月二十八日、天皇は即位の礼を行われた。翌二十七日、新院（二条上皇）は崩御された。享年二十三。時に平清盛、勢威日に盛なり。上皇之を厭ふ。二條天皇の葬に當り、諸寺會葬し、興福寺・延暦寺・斑を争うて隙を生ず。八月乙酉延暦寺の僧、甲を擐き清水寺を焼く。京師訛言す、上皇、僧をして清盛を討たしむと。清盛の子弟六波羅に會す。兵を聚めて自ら衛る。廷議諸將士をして禁中を備護せしむ。上皇、清盛の第に幸し、親ら之を諭す。清盛疾と稱して見えず。

時に平清盛は、勢威日に盛んであり、後白河上皇はこれを嫌われた。二条天皇の葬儀に際して諸寺が会したが、興福寺、延暦寺が坐列の尊卑をめぐつて争いを生じ、八月九日、延暦寺の山徒が甲を着て清水寺（興福寺の末寺）を焼き打ちした。京都では上皇が僧兵を召して清盛を討とうとしているとの訛が広まつたため、清盛の子弟等は六波羅に

集り同所の守りを固めると共に、平氏の諸将をして禁中を護衛せしめた。そこで上皇は清盛の邸まで御幸し、親ら言い訳をされようとしたが、清盛は病と称して拝謁しなかつた。

臣愿曰く、二條帝の位に在るや、政事一に關白に詢うて、上皇をして之を知らしめず。時に帝、政に長じて孝に短なるの譏りあり、故を以て二宮協はず。毎に猜忌多し。帝の世を終るまで、上皇甚だ清盛に親倚す。帝の崩ずるや、上皇専ら機務を決し、廢立與奪、惟だ意の欲する所にす。而して清盛、積威を以て朝權を弄し、子弟職に居り、家僕班に満ち、食邑幾んど天下の半ばを躡ゆ。

臣愿申し上げます。二条天皇の御在位中、政治の事は一々閑白に諮詢して上皇に知らしむる事を欲し給わなかつた。当時の天皇は政治に長じても孝に短いとの譏があつた。この為、二宮（天皇と上皇）の関係は協がず、常に猜疑に満ちていた。天皇が崩御するまで、上皇は清盛を甚だ信用され、天皇が崩じると政治の機務を専決し、官位の廢立与奪も意のままになつた。また、清盛も年々積み重ねて來た威勢を笠に着て、朝廷の権柄を我がままにし、官位や封禄は平氏の一族郎党で牛耳り、その領地は全國の過半を占めた。

嗚呼、人道の變、父子の隙を生ずるより大なるはなし。此れ保元の兵、由りて起る所、

殷鑑も亦遠からず。而して上皇、乃ち清盛の勢に頼り、時主と相陵厭し、制すべからざるに至り、復た奈何ともするなし。何ぞ既に覆るの車を求めて躬ら駕し、其の轍を騁するに異らんや。豈に亦、傾き且つ覆らざることを得んや。親に孝ならず、子に慈ならず、而して民に仁なることは臣未だ之を聞かず。

帝の政に長ずること、知りぬべきのみ。仁安元年、冬十月十日、二条天皇は憲仁親王を以て皇太子となし給うた。憲仁は後白河上皇の第五子であり、天皇にとつては叔父である。天皇は三歳にして皇太子は六歳、当時的人はこれを笑つた。十一月、權大納言平夏の滅亡したのは、殷のよき鑑であるとあること）とある様に、保元の乱は当時のよき鑑となるべきであったのに、後白河上皇は、その御心なく、清盛を後楯になされて時の天子と相陵ぎ压し争いなされて、その後清盛が驕つて御手に余るに至つて何ともなされるべき様がなくなつてしまつた。漢の賈誼は、前車の覆つたのは後車の戒であると述べたが、後白河上皇のなされ様は、その覆つた車を探して親ら乗つて、前の轍へ馳せ込まれるのと変らない。これではどうして傾覆しないはずがあるうか。親に孝でなく、子に慈でない人間が、民に仁であることは、いまだ聞いたことがない。二条天皇の不孝なるご様子では、政治に長じなされたというのは大方の推量に過ぎないだろう。

三年春一月壬子、天皇位を皇太子に譲る。是れを高倉天皇とす。辛酉、前帝を尊んで太上天皇といひ、新院と稱す。未だ冠せざるの上皇、古より有ることなし。三月壬午、天皇即位の禮を行ふ。安元二年秋七月庚申、新院崩じ給ふ。年十三なり。

三年、春二月十九日、天皇は位を皇太子に譲り、これを高倉天皇となし給うた。二十八日、先帝を尊んで太上天皇といひ、新院と稱した。しかしまだ元服していない上皇は古よりあられた例がなかつた。三月二十日、天皇は即位の礼を行い給うた。そして、安元二年、秋七月十七日、新院（二条上皇）は崩御

とす。憲仁は上皇の第五子にして、帝に於いて叔父なり。帝、年三歳にして而も太子は六歳。時の人之を笑ふ。十一月、權大納言平清盛を以て内大臣となす。二年春二月、太政大臣となる。明年官を辭し、薙髪して、更に淨海と稱す。

された。享年僅かに十三。

臣愿曰く、昔葛野進奏して曰く、國家の法、神世以來、子孫相承け以て天位を襲ぐ。若し兄弟相及ばば、則ち亂是れに由りて起らんと。

臣愿申し上げます。昔、天武天皇の太子草壁皇子とその弟の高市皇子が相次で薨じた後に群臣達がさらにその兄弟を太子に立てようとした際、葛野王（天智天皇の孫、大友皇子の長子）が持統天皇に進奏したのは、日本の法は、神代以来父の跡を子が継ぎ孫に至るという如くに天位を襲がれるのが定法である。そこでもし兄の跡を弟が継ぐというのはやむをえずしてあることであつても、これを定法とすれば、天位を傍らより窺う端が出て来て乱を惹起することになるという事であつた。

蓋し國を有つ者は、當に祖訓を慎み、名分を明らかにし、以て民志を定め、窺観を杜ぐべし。

けだし、國を保つ者は、先祖よりの教訓を大切に守り、君臣父子の名分を明らかに立てて万民の心が服する様にし、傍の者が皇位を窺観（窺い観む）する心を閉じ塞がねばならない。

故に君を立つること必ず一種に定め、而して君臣の分嚴なり。故に源融、賢と雖も、統

を承ることを得ず。

故に君を立てるには必ず万世一系でなければならず、それによつて君臣の名分は厳格に正されるのである。したがつて源融は嵯峨天

皇の御子であり賢明であるといえども、一度姓を賜つて臣下となつたので皇統を継ぐことは出来なかつた。（泰山曰く、この文意は少しく分明さを欠いている。源融は、陽成天皇に奇行が多く摂将藤原基経によつて廢位された際に位に即こうとしたが、基経は一度臣籍に下つたことを理由に反対し、光孝天皇が即位された。しかし基経がその様に言つたのは、融の即位を拒ぐ為の一時の方便であり、定論とはなし難い。宇多天皇は姓を賜つたが、後に天子となられた。顯宗、仁賢天皇は人の臣僕となり、天武天皇は出家して還俗した後に帝位に即された。ましてや、姓を賜つた位で、即位できない筈があらうか。）

昔、天子が崩御しても御子がまだ生まれ給はれて置き、群臣がこれを拝して天下が動かないのは、皇位継承の常則が定まり、君臣の名分が明らかであつたからである。

今、叔、姪を以て父となし、少、長を以て子となすは、則ち父父たらず、子子たらざるなり。何を以て臣の臣たらざるを防がんや。是の故に赫赫たる邦則、父子相紹ぐことを重んず。君臣を嚴にする所以なり。

しかるに今、高倉天皇は叔父でありながら、甥である六條天皇を父とし、六條天皇は、年少でありながら、年長の高倉天皇を子となされたのは、父の父らしくなく、子の子らしくなくない。どうして臣の臣らしくないことを防ごうや。この故に、赫々と明らかなる神代以来の國の則に父子が相継ぐことを重んじたのである。これは君臣の名分を嚴にする所以である。

ある。

所謂遺腹を植ゑて委譲に朝し、而も天下亂れざることは、分定まるが故なり。

嘉応元年、夏六月十七日、上皇は剃髪して法皇を称し、承安元年、冬十二月二十六日、前太政大臣淨海こと平清盛は、娘の徳子をして天皇の女御となし、翌二年春二月十日には、中宮（皇后）に冊立した。（続く）



『平治物語絵巻』三条殿焼討

昭和の不平等条約

「今後の協定によりますと、軍人・軍属、家族の私用中の問題についても、日本は裁判管轄権を及ぼし得ないということになつておるので、これは安政和親条約以下であります。このような不平等条約を我々が默認して承認するすれば、我々は再び明治年代の条約改正運動の方に進まなければならぬのであります。このような重大な問題を予算委員会において今まで討議して来たのにもかかわらず、岡崎及び吉田両国務大臣は口を緘して語らない、これが独善秘密外交、吉田内閣の特色であるのであります。」（一九五二年二月二十六日、衆議院予算委員会）

これは一九五二年に調印発効した日米行政協定に関して、当時の野党議員であった中曾根康弘（後の首相）が吉田茂内閣を厳しく追及して述べた言葉である。その中曾根自身が、後に対米従属を推し進める張本人になろうとは夢想だにしなかつただろう。

日米行政協定は、我が国での米軍駐留を定めた日米安保改定に際して日米地位協定に名称を変えた。この行政協定は、条約と異なり、国会での批准が必要ないことから、戦後日米

米軍に対する様々な特権を認めるものであつた。元外務次官の寺崎太郎は、講和条約と日米安保、行政協定の中でもっとも重要な意味を持つ「本能寺」は日米行政協定であると見抜いている。そしてこの行政協定は、地位協定に改訂された後も、その裏で日米間の様々な密約が交わされ、両国間の不平等性が温存されたままの占領遺制として今日に至つている。

「今後の協定によりますと、軍人・軍属、家族の私用中の問題についても、日本は裁判管轄権を及ぼし得ないということになつておるので、これは安政和親条約以下であります。このような不平等条約を我々が默認して承認するすれば、我々は再び明治年代の条約改正運動の方に進まなければならぬのであります。このような重大な問題を予算委員会において今まで討議して来たのにもかかわらず、岡崎及び吉田両国務大臣は口を緘して語らない、これが独善秘密外交、吉田内閣の特色であるのであります。」（一九五二年二月二十六日、衆議院予算委員会）

これは一九五二年に調印発効した日米行政協定に関して、当時の野党議員であった中曾根康弘（後の首相）が吉田茂内閣を厳しく追及して述べた言葉である。その中曾根自身が、後に対米従属を推し進める張本人になろうとは夢想だにしなかつただろう。

日米行政協定は、我が国での米軍駐留を定めた日米安保改定に際して日米地位協定に名称を変えた。この行政協定は、条約と異なり、国会での批准が必要ないことから、戦後日米

免除を受ける権利（一八条）

「全土基地方式」について

戦後日米交渉の実務担当者で、後にアイゼンハワー政権の国務長官も務めたジョン・フォスター・ダレス国務省顧問（当時）は、

「我々は日本に、我々が望むだけの兵力を、望む場所に、望む期間だけ駐留させる権利を獲得できるであろうか——これが根本的な問題である。」と述べ、「全土基地方式」を我が国に要求した。この基本線に基づく交渉の結果、日米地位協定第一条一項では、「(a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個別の施設及び区域に関する協定は、第二十五条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。(後略)」とあり、日米安保条約第六条では、「日本国」の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。(後略)」とある。つまり、個々の基地の設置に関しては日米合同委員会の合意によることになつてゐるが、外務省は、「地位協定が個々の施設・区域の提供目的に合致した米

定の施設・区域の要否は、本来は、安保条約の目的、その時の国際情勢及び当該施設・区域の機能を総合して判断されるべきものであ

るが、かかる判断を個々の施設・区域につ

いて行うことは実際問題として困難である。

むしろ、安保条約は、かかる判断について

は、日米間に基本的な意見の一致があること

を前提として成り立つていると理解すべきである。」と解釈し、事実上、アメリカによる提供要求に対する拒否権を放棄し、「全土基

地方式」を容認している。

しかし、たゞ設置された基地は、アメリカ側の同意がなければ、日本側の要請によつて撤去することはできない。地位協定第二条二項には「日本国政府および合衆国政府は、いづれか一方の要請があるときは、前期の取り決めを再検討しなければならず、また前記の基地を日本に返還すべきことまたは新たに基地を提供することを合意することができる。」また第二条三項には「合衆国軍隊が使用する基地は、この協定の目的のため必要でなくなつたときは、いつでも日本国に返還しなければならない。合衆国は基地の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する」とあり、合衆国が基地の返還に同意しないかぎり、これを永続的に使用することができる規定になつてゐる。

このように地位協定が全土基地法式に拒否し得ることを意味するものではない。特

このように地位協定が全土基地法式に拒否し得ることを意味するものではない。特

なっていることが、返還された北方領土に米軍基地が置かれる可能性を排除できず、日露平和条約交渉の障礙になつてゐる。事実、外務省は、北方領土の返還の条件として「返還後の北方領土には施設・区域を設けない」との法的義務をあらかじめ一般的に日本側が負うようなことをソ連側と約することは、安保条約・地位協定上問題があるということになる。」との解釈を示してゐる（「日米地位協定の考え方 増補版」）。

基地管理権について

地位協定第三条は、「合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のために必要なすべての措置を執ることができる」とし、基地の排他的使用権を定めている。また米軍基地外での飛行訓練についても、当初は日本政府が提供する演習区域の上空のみで行われ、その場合も事前に米軍から日本政府に通報がなされることになつてゐたが、後に「空対地射撃爆撃等を伴わない単なる飛行訓練は、本来施設・区域内に限定して行うことが予想されている活動ではなく、地位協定上、我が国領空においては施設・区域上空でしか行い得ない活動ではない。」（外務省「日米地位協定の考え方 増補版」）と解釈が変更された。

行政協定第三条では、米軍は基地内での排

横田ラブコンの法的根拠

なつてゐることが、返還された北方領土に米軍基地が置かれる可能性を排除できず、日露平和条約交渉の障礙になつてゐる。事実、外務省は、北方領土の返還の条件として「返還後の北方領土には施設・区域を設けない」との法的義務をあらかじめ一般的に日本側が負うようなことをソ連側と約することは、安保条約・地位協定上問題があるということになる。」との解釈を示してゐる（「日米地位協定の考え方 増補版」）。

他の管理権を持つだけでなく、基地外でも基地の防衛や管理、基地のアクセスを確保するためには必要な権限を有していた。これに対し

日本側は、基地内であつても、管理権は両政府間で合意した条件の範囲内で認め、基地外では日本政府が米軍の運用に必要な措置をとることを提案した。その結果、地位協定では、米軍の「施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする」（第三条）とし、基地外については、米軍基地へのアクセスを確保するために必要な措置は原則日本政府がとることになつたが、

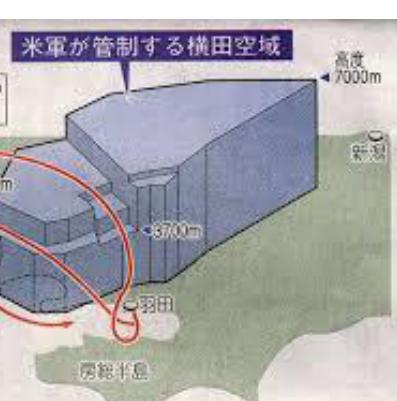
その裏では藤山愛一郎外相とマッカーサー駐日大使の間で、「基地権密約」と呼ばれる次の合意がなされた。それは「日本国における合衆国軍隊の使用のため日本政府によって許された施設及び区域での合衆国の権利は、一九六〇年一月一九日にワシントンで調印された協定第三条第一項の改定された文言のもとで、一九五三年二月二八日に東京で調印された協定のもとでと変わることなく続く。」というものだ。これが一都八県にまたがり米軍の管制下に置かれた横田ラブコンの根拠である。横田ラブコンの存在は、首都圏上空の制空権が先の敗戦依頼、依然としてアメリカに掌握されていることを意味し、一旦緩急の際にには、東京が米軍による爆撃の対象になりうることを意味している。それのみか、米軍は、基地間移動や演習の名のもとに、北は三

沢から南は沖縄まで全国の上空を自由に飛行し、全土の制空権を事実上掌握している。

現在も羽田空港を離発着する我が国の民間航空機は、横田ラブコンを避けて飛行している。このために必要な余分な燃料費が航空料金に上昇し、急な上昇と迂回による安全性への危惧が指摘されている。政府は平成三十二年の東京五輪による航空便の増加を踏まえて、横田ラブコンの一部返還をアメリカに求めているが応じていない。

国外での軍事作戦のための基地使用について

日米安保条約第六条は「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。」とし、米軍による基地使用の目的が我が国の安全と極東の平和維持にあることを明記しているが、現実には、ベトナム戦争や中東の民主化作戦など、アメリカの世界戦略のための軍事拠点とされ、必ずしも我が国の国益と合致するものではなかつた。



横田ラブコン

一方で、トルコ、イタリア、イラクはそれぞれの地位協定に基づいて、国外での軍事作戦に駐留米軍基地を使うことを制限している。我が国も、アメリカの戦争に巻き込まれると、あくまでイタリアの法律と政府が許す範囲内でしか認められていない。またイタリアの軍司令官が米軍の行動が明らかに一般公衆の生命や健康に危険を及ぼすと判断した場合

日本国への配置における重要な変更②同軍隊の装備における重要な変更③日本国から行われる戦闘作戦行動のための基地としての日本の国内の施設及び区域の使用、を事前協議の対

象とした。しかしその裏では、またしても藤山愛一郎外相とマッカーサー駐日大使の間で、日本に配備されている米軍機が日本国外に「移動」し、そこから発信して空爆を行う場合は事前協議の対象にはならないこと、また朝鮮有事の際には事前協議なしで出撃できるという密約が交わされていた。これによつてアメリカは、世界中で軍事作戦を展開するための出撃拠点として在日米軍基地を我が国の国益と関係なく無制限に利用することができる。

入管法の適用除外

地位協定では、我が国に出入りする米軍関係者（軍人やその家族など）に対する出入国管理法の適用が免除されている。日米地位協定第九条二項には、「合衆国軍隊の構成員は、旅券および査証に関する日本国の方令の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員および軍属ならびにそれらの家族は、外国人の登録および管理に関する日本国の方令の適用から除外される。」とあり、米軍関係者は、米軍証も外国人登録も必要ない。よって当然に我が国政府は、現在我が国にいかなる人種の米軍関係者が何人存在しているのかについて正確な情報を有していない。無論、我が国に入国するアメリカ人のなかには米軍関係者を装つたCIA工作員も紛れ込んでいる可能性があり、防諜上の問題も看過できない。CIAの元工作員であるエドワード・スノーデンも、かつて横田基地内のNSA（アメリカ国家安全保障局）関連施設で勤務し、「日本が同盟国でなくなつた場合は電力システムを停止させられるソフトウェアを横田基地駐在時に仕込んだ」とされる。

刑事裁判権について

現行の日米地位協定では、米軍人・軍属への犯罪や、公務執行中の犯罪以外は、日本側に刑事裁判権があるとしているが、公務外でもアメリカが被疑者の身柄を最初に確保した場合や被疑者が基地内に逃げ帰った場合は、日本側が起訴するまでアメリカが被疑者の身柄を拘禁することになつてお（地位協定一七条五項（c）「日本側が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員または軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでに間、合衆国が引き続き行なうものとする」）、被疑者の身柄がなければ捜査が難しいことから、起訴に至るケースはまれであった。しかし、1995年の米兵による少女暴行事件によつて沖縄県民の怒りは頂点に達し、日本両政府は、日米合同委員会合意で、殺人と強姦事件に限り、起訴前の身柄引き渡しが可能になつた。しかしこの合意も、地位協定の改定ではなく運用レベルの改善（好意的な考慮を払う）にとどまり、依然としてアメリカは日本側の要請を拒否することができ

Aの元工作員であるエドワード・スノーデンも、かつて横田基地内のNSA（アメリカ国家安全保障局）関連施設で勤務し、「日本が同盟国でなくなつた場合は電力システムを停止させられるソフトウェアを横田基地駐在時に仕込んだ」とされる。

現行の日米地位協定では、米軍人・軍属への犯罪や、公務執行中の犯罪以外は、日本側に刑事裁判権があるとしているが、公務外でもアメリカが被疑者の身柄を最初に確保した場合や被疑者が基地内に逃げ帰った場合は、日本側が起訴するまでアメリカが被疑者の身柄を拘禁することになつており（地位協定一七条五項（c）「日本側が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員または軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでに間、合衆国が引き続き行なうものとする」）、被疑者の身柄がなければ捜査が難しいことから、起訴に至るケースはまれであった。しかし、1995年の米兵による少女暴行事件によつて沖縄県民の怒りは頂点に達し、日本両政府は、日米合同委員会合意で、殺人と強姦事件に限り、起訴前の身柄引き渡しが可能になつた。しかしこの合意も、地位協定の改定ではなく運用レベルの改善（好意的な考慮を払う）にとどまり、依然としてアメリカは日本側の要請を拒否することができ

る。これは殺人や強姦、強盗など、十二種の凶悪犯罪に限り、起訴前の身柄引き渡しが可能な米韓地位協定よりも不利な条件である。

日米行政協定の交渉当初、我が国は米兵が公務外で犯した犯罪については受け入れ国側が第一次裁判権を行使するというNATO地位協定方式を主張したが、逆にアメリカは一次裁判権の放棄を要求してきた。そこで表向きの協定は、NATO方式に改定されたが、その裏では、一九五三年の日米合同委員会において、日本側代表の津田實法務省刑事局総務課長がアメリカ側に「実質的に重要な」事例以外は裁判権を行使しないことを約している。今に至るも、我が国における米兵の犯罪に対する起訴率が異常に低いのは、この密約が背景にあるとされる。

思いやり予算の法的根拠

我が国の在日米軍駐留経費負担比率は86%、総額約2200億円、これに周辺対策や施設の賃料なども含めた「在日米軍駐留関連経費」は防衛省資料によると日本側負担は約3736億円、割合は92・6%に上る。この数字は、アメリカの「同盟」諸国の中でも突出しており（韓国約40%、ドイツは32%）近年も毎年増加傾向にある。

日米地位協定第二四条は、「一、日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、二に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期

間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。二、日本国は、第二条及び第三条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権（飛行場及び港における施設及び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む。）をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行なうことが合意される。」と規定し、我が国の負担は基地の管理に要する費用のみということになつてているが、七〇年以降における円高ドル安の進行やアメリカの対日貿易赤字の拡大を理由に拡大解釈され、一九七八年、金丸信防衛廳長官がブラウン国防長官との会談で「在日米軍の駐留経費の問題については、思いやりの精神でできる限りの努力を払いたい」と約束し、いわゆる「思いやり予算」が開始された。さらに、一九八七年以降は特別協定によつて基地従業員（娯楽施設も含む）の給料や水道光熱費も負担し、かくして一九七八年に六二億円でスタートした思いやり予算は、わずか一五年の間に、三〇倍を超える二〇〇〇億円規模に膨張した。我が国政府は二〇一六年一月二二日、二〇二〇年度までの五年間で総額九四六五億円のおもやり予算を日本が負担する特別協定に署名。この金額は、二〇一一年から二〇一五年度までの総額を一三三億円上回る。（画像は財務省のサイトをもとに筆者作成）

日本の突出した駐留経費負担に対する政府の見解

この過大な経費負担を正当化する根拠として、政府は次のように答弁している。

「まずこの駐留経費の負担の仕方の差の前に、そもそもNATO条約、あるいは米韓、米比も同様でございますけれども、それぞれの条約のもとで関係国は相互防衛義務、つまりアメリカを守る義務を負っているという点がございます。」(松浦晃一郎外務省北米局長、一九九一四月二日、参議院外務委員会)

「米国は日本防衛の義務を負っているが、我が国は米国の領土や我が国の領域以外の場所にいる米軍が攻撃されても、これを防衛する義務を負っていないという特徴を持つていることに留意する必要がある。後者は、我が国が憲法上集団的自衛権を行使し得ないことによるものであつて、NATO条約において加盟各国が米国本土に対する攻撃に対しても相互に防衛する義務を負つてのこと、また米韓相互防衛条約においても、韓国は太平洋において、いずれか一方の締約国に対する武力攻撃があつた場合、米国と相互に防衛し合うこととしているのと比較すると極めて異なつたものとなつており、これらの事実は、我が国の安全保障を考える上で十分認識されなければならない。したがつて、西独及び韓国と我が国とを、駐留経費支援について同列に考えることはできない。」(防衛庁、ポジショ

ンペーパー「在日米軍駐留支援について（未定稿）一九九〇年三月二八日）」

つまり日米安保における両国関係は、アメリカが一方的に日本を守るという意味で「片務的」なものであるから、駐留経費負担はその代償だというのである。いわゆる「安保」だ乗り論であるが、アメリカが日本を守る代わりに我が国が基地を提供し、国外での軍事作戦を含む自由な使用を認めるという関係は、アメリカの国益にも合致するものであり、「非対称」ではあっても決して「片務的」ではない。それにアメリカは自国の国益のために在日米軍を展開しているのであり、日本を守るために在日米軍を展開しているのである。一九九一年の特別協定を結んだ時のアメリカ国防長官、ディック・チエニイ氏も「米軍が日本にいるのは、日本を防衛するためではない。米軍にとつて日本を防衛するためではない。米軍にとつて日本駐留の利点は、必要とあれば常に出撃できる前方基地として使用できることである。しかも日本は米軍駐留経費の七五%を負担してくれる。極東に駐留する米海軍は、米国本土から出撃するより安いコストで配備されてくる」(一九九二年三月五日、米下院軍事委員会)と発言している。

一般に、一九六〇年の安保改定によつて、アメリカの対日防衛義務が明記されたとされているが、安保条約第五条は、「各締約国は日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が自国の平和および安全を危うくするものであることを認め、

自国の憲法上の規定および手続きにしたがつて共通の危険に対処するように行動することを宣言する」とあり、有事におけるアメリカの対日防衛は、「自国の憲法上の規定および手続き」に制約されることになつており、NATO条約で「必要な行動（兵力の使用を含む）を（略）ただちにとる」とあるのと対照的である。

このように、日米関係が片務的ではなく、アメリカによる対日防衛も確証がない以上は、我が国が「思いやり予算」を始めとする、米軍の過大な駐留経費負担に応じる必然性はない。かりに在日米軍が我が国を守るためにものであつたとしても、先般の安倍内閣による安保法制によつて、我が国による集団的自衛権の行使が可能になり、日米関係は、「片務的」なものではないばかりか、「非対称」なものですらなくなつた。とすれば、我が国に米軍が駐留する必然性はなくなつたのであって、いわんや過大な負担に応じる必要など全くないものである。

(続く)

